

平成21年3月10日（火曜日）

議事日程第3号

平成21年3月10日（火曜日）午前10時開議

- 第 1 一般質問
- 第 2 議案第14号 大仙市移動通信用鉄塔設置条例の一部を改正する条例の制定について（質疑・委員会付託）
- 第 3 議案第15号 大仙市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について（質疑・委員会付託）
- 第 4 議案第16号 大仙市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について（質疑・委員会付託）
- 第 5 議案第17号 大仙市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について（質疑・委員会付託）
- 第 6 議案第18号 大仙市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について（質疑・委員会付託）
- 第 7 議案第19号 大仙市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について（質疑・委員会付託）
- 第 8 議案第20号 大仙市監査委員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について（質疑・委員会付託）
- 第 9 議案第21号 大仙市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について（質疑・委員会付託）
- 第10 議案第22号 大仙市肉用牛特別導入事業基金条例の一部を改正する条例の制定について（質疑・委員会付託）
- 第11 議案第23号 大仙市水洗便所等改造資金貸付基金条例の一部を改正する条例の制定について（質疑・委員会付託）

- 第 1 2 議案第 2 4 号 大仙市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
(質疑・委員会付託)
- 第 1 3 議案第 2 5 号 大仙市立太田緑地広場条例の一部を改正する条例の制定について
(質疑・委員会付託)
- 第 1 4 議案第 2 6 号 大仙市協和林業研修集会宿泊施設設置等に関する条例の一部を
改正する条例の制定について (質疑・委員会付託)
- 第 1 5 議案第 2 7 号 大仙市児童館及び児童センターに関する条例の一部を改正する
条例の制定について (質疑・委員会付託)
- 第 1 6 議案第 2 8 号 大仙市すこやか子育て手当支給条例の一部を改正する条例の制
定について (質疑・委員会付託)
- 第 1 7 議案第 2 9 号 大仙市国民健康保険高額療養資金貸付基金条例の一部を改正す
る条例の制定について (質疑・委員会付託)
- 第 1 8 議案第 3 0 号 大仙市国民健康保険出産費資金貸付基金条例の一部を改正する
条例の制定について (質疑・委員会付託)
- 第 1 9 議案第 3 1 号 大仙市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定につい
て (質疑・委員会付託)
- 第 2 0 議案第 3 2 号 大仙市公園条例の一部を改正する条例の制定について
(質疑・委員会付託)
- 第 2 1 議案第 3 3 号 大仙市小種共同墓地条例の一部を改正する条例の制定について
(質疑・委員会付託)
- 第 2 2 議案第 3 4 号 大仙市簡易水道事業の設置に関する条例の一部を改正する条例
の制定について (質疑・委員会付託)
- 第 2 3 議案第 3 5 号 大仙市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の
制定について (質疑・委員会付託)
- 第 2 4 議案第 3 6 号 大仙市立幼稚園保育料徴収条例の一部を改正する条例の制定に
ついて (質疑・委員会付託)
- 第 2 5 議案第 3 7 号 大仙市公民館条例の一部を改正する条例の制定について
(質疑・委員会付託)
- 第 2 6 議案第 3 8 号 大仙市立図書館設置条例の一部を改正する条例の制定について
(質疑・委員会付託)

- 第 27 議案第 39 号 払田柵総合案内所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について (質疑・委員会付託)
- 第 28 議案第 40 号 大仙市営野球場条例の一部を改正する条例の制定について (質疑・委員会付託)
- 第 29 議案第 41 号 大仙市東日本旅客鉄道株式会社神宮寺駅業務簡易受託事業乗車券購入基金条例を廃止する条例の制定について (質疑・委員会付託)
- 第 30 議案第 42 号 大仙市協和農村地域多目的集会施設の設置及び管理等に関する条例を廃止する条例の制定について (質疑・委員会付託)
- 第 31 議案第 43 号 大仙市協和野外広場等利用施設条例を廃止する条例の制定について (質疑・委員会付託)
- 第 32 議案第 44 号 大仙市大曲福祉センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について (質疑・委員会付託)
- 第 33 議案第 45 号 大仙市水沢へき地出張診療所条例を廃止する条例の制定について (質疑・委員会付託)
- 第 34 議案第 46 号 協和町へき地保育所条例を廃止する条例の制定について (質疑・委員会付託)
- 第 35 議案第 47 号 大仙市職員の修学部分休業に関する条例の制定について (質疑・委員会付託)
- 第 36 議案第 48 号 大仙市職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について (質疑・委員会付託)
- 第 37 議案第 49 号 大仙市職員の自己啓発等休業に関する条例の制定について (質疑・委員会付託)
- 第 38 議案第 50 号 大仙市協和農村文化伝承交流館条例の制定について (質疑・委員会付託)
- 第 39 議案第 51 号 大仙市大曲駅前第二地区都市再生住宅条例の制定について (質疑・委員会付託)
- 第 40 議案第 52 号 大仙市池田氏庭園保存整備審議会条例の制定について (質疑・委員会付託)

- 第 4 1 議案第 5 3 号 大仙市グラウンド・ゴルフ場条例の制定について
(質疑・委員会付託)
- 第 4 2 議案第 5 4 号 負担付き寄附の受諾について (質疑・委員会付託)
- 第 4 3 議案第 5 5 号 秋田県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について
(質疑・委員会付託)
- 第 4 4 議案第 5 6 号 大仙市営土地改良事業の計画の変更について
(質疑・委員会付託)
- 第 4 5 議案第 5 7 号 市道の路線の認定、廃止及び変更について
(質疑・委員会付託)
- 第 4 6 議案第 5 8 号 議決の変更について (質疑・委員会付託)
- 第 4 7 議案第 5 9 号 大仙市土地開発公社定款の一部変更について
(質疑・委員会付託)
- 第 4 8 議案第 6 0 号 平成 2 0 年度大仙市宅地造成事業特別会計への繰入額の変更について
(質疑・委員会付託)
- 第 4 9 議案第 6 1 号 平成 2 1 年度大仙市宅地造成事業特別会計への繰入れについて
(質疑・委員会付託)
- 第 5 0 議案第 6 2 号 平成 2 1 年度大仙市簡易水道事業特別会計への繰入れについて
(質疑・委員会付託)
- 第 5 1 議案第 6 3 号 平成 2 1 年度大仙市公共下水道事業特別会計への繰入れについて
(質疑・委員会付託)
- 第 5 2 議案第 6 4 号 平成 2 1 年度大仙市特定環境保全公共下水道事業特別会計への繰入れについて
(質疑・委員会付託)
- 第 5 3 議案第 6 5 号 平成 2 1 年度大仙市特定地域生活排水処理事業特別会計への繰入れについて
(質疑・委員会付託)
- 第 5 4 議案第 6 6 号 平成 2 1 年度大仙市農業集落排水事業特別会計への繰入れについて
(質疑・委員会付託)
- 第 5 5 議案第 6 7 号 平成 2 1 年度大仙市介護老人福祉施設介護サービス事業特別会計への繰入れについて
(質疑・委員会付託)
- 第 5 6 議案第 6 8 号 平成 2 1 年度大仙市介護老人保健施設介護サービス事業特別会計への繰入れについて
(質疑・委員会付託)

- 第 5 7 議案第 6 9 号 平成 2 1 年度大仙市老人デイサービス事業特別会計への繰入れ
について (質疑・委員会付託)
- 第 5 8 議案第 7 0 号 平成 2 1 年度大仙市スキー場事業特別会計への繰入れについて
(質疑・委員会付託)
- 第 5 9 議案第 7 1 号 平成 2 0 年度大仙市一般会計補正予算 (第 1 4 号)
(質疑・委員会付託)
- 第 6 0 議案第 7 2 号 平成 2 0 年度大仙市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 4
号) (質疑・委員会付託)
- 第 6 1 議案第 7 3 号 平成 2 0 年度大仙市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2
号) (質疑・委員会付託)
- 第 6 2 議案第 7 4 号 平成 2 0 年度大仙市土地区画整理事業特別会計補正予算 (第 4
号) (質疑・委員会付託)
- 第 6 3 議案第 7 5 号 平成 2 0 年度大仙市奨学資金特別会計補正予算 (第 2 号)
(質疑・委員会付託)
- 第 6 4 議案第 7 6 号 平成 2 0 年度大仙市宅地造成事業特別会計補正予算 (第 2 号)
(質疑・委員会付託)
- 第 6 5 議案第 7 7 号 平成 2 0 年度大仙市簡易水道事業特別会計補正予算 (第 3 号)
(質疑・委員会付託)
- 第 6 6 議案第 7 8 号 平成 2 0 年度大仙市公共下水道事業特別会計補正予算 (第 3
号) (質疑・委員会付託)
- 第 6 7 議案第 7 9 号 平成 2 0 年度大仙市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正
予算 (第 3 号) (質疑・委員会付託)
- 第 6 8 議案第 8 0 号 平成 2 0 年度大仙市特定地域生活排水処理事業特別会計補正予
算 (第 1 号) (質疑・委員会付託)
- 第 6 9 議案第 8 1 号 平成 2 0 年度大仙市農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 3
号) (質疑・委員会付託)
- 第 7 0 議案第 8 2 号 平成 2 0 年度大仙市大川西根財産区特別会計補正予算 (第 1
号) (質疑・委員会付託)
- 第 7 1 議案第 8 3 号 平成 2 0 年度大仙市淀川財産区特別会計補正予算 (第 1 号)
(質疑・委員会付託)

- 第 7 2 議案第 8 4 号 平成 2 0 年度大仙市上水道事業会計補正予算 (第 4 号)
(質疑・委員会付託)
- 第 7 3 議案第 8 5 号 平成 2 1 年度大仙市一般会計予算 (質疑・委員会付託)
- 第 7 4 議案第 8 6 号 平成 2 1 年度大仙市国民健康保険事業特別会計予算
(質疑・委員会付託)
- 第 7 5 議案第 8 7 号 平成 2 1 年度大仙市老人保健特別会計予算
(質疑・委員会付託)
- 第 7 6 議案第 8 8 号 平成 2 1 年度大仙市後期高齢者医療特別会計予算
(質疑・委員会付託)
- 第 7 7 議案第 8 9 号 平成 2 1 年度大仙市土地取得特別会計予算
(質疑・委員会付託)
- 第 7 8 議案第 9 0 号 平成 2 1 年度大仙市土地区画整理事業特別会計予算
(質疑・委員会付託)
- 第 7 9 議案第 9 1 号 平成 2 1 年度大仙市学校給食事業特別会計予算
(質疑・委員会付託)
- 第 8 0 議案第 9 2 号 平成 2 1 年度大仙市奨学資金特別会計予算
(質疑・委員会付託)
- 第 8 1 議案第 9 3 号 平成 2 1 年度大仙市宅地造成事業特別会計予算
(質疑・委員会付託)
- 第 8 2 議案第 9 4 号 平成 2 1 年度大仙市簡易水道事業特別会計予算
(質疑・委員会付託)
- 第 8 3 議案第 9 5 号 平成 2 1 年度大仙市公共下水道事業特別会計予算
(質疑・委員会付託)
- 第 8 4 議案第 9 6 号 平成 2 1 年度大仙市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算
(質疑・委員会付託)
- 第 8 5 議案第 9 7 号 平成 2 1 年度大仙市特定地域生活排水処理事業特別会計予算
(質疑・委員会付託)
- 第 8 6 議案第 9 8 号 平成 2 1 年度大仙市農業集落排水事業特別会計予算
(質疑・委員会付託)

第 87	議案第 99号	平成21年度大仙市介護老人福祉施設介護サービス事業特別会計予算 (質疑・委員会付託)
第 88	議案第100号	平成21年度大仙市介護老人保健施設介護サービス事業特別会計予算 (質疑・委員会付託)
第 89	議案第101号	平成21年度大仙市老人デイサービス事業特別会計予算 (質疑・委員会付託)
第 90	議案第102号	平成21年度大仙市スキー場事業特別会計予算 (質疑・委員会付託)
第 91	議案第103号	平成21年度大仙市内小友財産区特別会計予算 (質疑・委員会付託)
第 92	議案第104号	平成21年度大仙市大川西根財産区特別会計予算 (質疑・委員会付託)
第 93	議案第105号	平成21年度大仙市荒川財産区特別会計予算 (質疑・委員会付託)
第 94	議案第106号	平成21年度大仙市峰吉川財産区特別会計予算 (質疑・委員会付託)
第 95	議案第107号	平成21年度大仙市船岡財産区特別会計予算 (質疑・委員会付託)
第 96	議案第108号	平成21年度大仙市淀川財産区特別会計予算 (質疑・委員会付託)
第 97	議案第109号	平成21年度市立大曲病院事業会計予算 (質疑・委員会付託)
第 98	議案第110号	平成21年度大仙市上水道事業会計予算 (質疑・委員会付託)
第 99	陳情第 91号	最低賃金の大幅引き上げと、全国一律最低賃金制度確立を 求めることについて (委員会付託)
第100	陳情第 92号	後期高齢者医療保険証の取り上げ禁止と保険料減免に関する ことについて (委員会付託)

出席議員（26人）

1番	佐々木 昌志	2番	佐藤 文子	3番	小山 誠治
5番	藤井 春雄	6番	杉沢 千恵子	8番	高橋 敏英
9番		10番	千葉 健	11番	渡邊 秀俊
12番	金谷 道男	13番	斉藤 博幸	14番	佐々木 洋一
15番	武田 隆	16番	藤田 君雄	17番	菊地 幸悦
18番	佐藤 芳雄	19番	大野 忠夫	20番	大山 利吉
21番	高橋 幸晴	22番	本間 輝男	23番	門脇 一男
24番	橋本 五郎	25番	橋村 誠	26番	佐藤 孝次
27番	鎌田 正	29番	竹原 弘治	30番	児玉 裕一

欠席議員（3人）

4番	佐藤 隆盛	7番	北村 稔	28番	大坂 義徳
----	-------	----	------	-----	-------

説明のため出席した者

市長	栗林 次美	副市長	久米 正雄
副市長	山王丸 愛子	教育長	三浦 憲一
代表監査委員	田牧 貞夫	総務部長	老松 博行
企画部長	小松 辰巳	市民生活部長	元吉 峯夫
健康福祉部長	岡 晴隆	農林商工部長	藤原 薫
建設部長	中嶋 喜代博	病院事務長	富岡 暁雄
水道局長	藤田 良雄	教育次長	相馬 義雄
教育次長	藤原 保子	総務課長	進藤 雅彦

議会事務局職員出席者

局長	田口 誠一	参事	高橋 薫
副主幹	伊藤 雅裕	副主幹	加藤 博勝
主任	菅原 直久		

午前10時00分 開 議

○議長（佐々木昌志君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

欠席の届け出は、4番佐藤隆盛君、7番北村稔君、28番大坂義徳君。

遅刻の連絡があったのは、8番高橋敏英君、19番大野忠夫君、25番橋村誠君、29番竹原弘治君であります。

○議長（佐々木昌志君） 本日の議事は、議事日程第3号をもって進めます。

○議長（佐々木昌志君） 日程第1、本会議第2日に引き続き、一般質問を行います。

順次質問を許します。最初に6番杉沢千恵子君。はい、6番。

○6番（杉沢千恵子君）【登壇】 おはようございます。公明党の杉沢千恵子でございます。

1週間程前、私は庁舎の廊下でさわやかな青年にお会いしました。市職員でアフリカに派遣されている方でした。「21世紀はアフリカの時代です。残り少ない日々、頑張ってきてください」と声をかけました。海外生活を体験することは、自分の胸中に世界を持つことになり、その人の力となり、周りも変えていく、そういう力を持っております。多くの若い職員が進んで世界を知ってほしいと願わずにはられません。

さて、アメリカの金融危機に端を発した世界同時不況による影響は、私たちの生活にまで大きな被害をもたらしております。そのような中、国の緊急避難対策として打ち出された経済・雇用・生活緊急対策に本市は素早く条例を制定し、補正予算を組んでくださり、去る2月27日、本会議で決めていただきました。

私たちは1月29日、私は大仙市の公明党員と一緒に定額給付金の速やかな対応を願う要望書を市長宛てに提出させていただきました。それだけに感謝でいっぱいでありませぬ。

ある議会では、早くに否決したため大幅遅れで、文句の電話が殺到して職員が大変だというニュースが流れておりました。春を呼ぶ定額給付金が経済効果に少しでもつながればと期待しております。

それでは、通告に従い順次質問させていただきますが、市当局の積極的なご答弁を期待しておりますので、よろしくお願いいたします。

はじめに、男女共同参画についてお伺いいたします。

2008年12月、国連は、女性が政治や経済活動における意思決定に参加できるかどうかを測るジェンダー・エンパワーメント指数を発表いたしました。我が国は測定可能な108カ国中58位という結果でした。

一方、同時に発表された「長寿」「教育」「所得」により人間開発の達成度を示す人間開発指数では、日本は179カ国中8位でありました。

これらの指数からは、日本は人間開発の達成度においては十分な実績を上げておりますが、女性が政治や経済の分野で意思決定に参加できる機会は、人間開発達成度に比べて不十分であるということが読み取ることができると思います。

この背景には、日本人の潜在意識というものがあります。女性の社会進出に対する拒否感が今も根強く残っていることを、事実として受け止めなければならないと思います。

「日本には、まだ未開拓のすばらしい人的資源があります。それは女性です。」とは、最近離任したアメリカのシーファー駐日大使の指摘であります。私は、この言葉に大いに賛同し、今後の男女共同参画施策において一つのメルクマールになるのではないかと考えております。

さて、大仙市においては、栗林市長のご理解のもと、2007年の11月17日には男女共同参画都市宣言がなされ、翌2008年9月24日には大仙市男女共同参画推進条例が公布されたことにより、本市における男女共同参画推進に対する基本理念が確立するとともに、市、市民及び事業者の責務が明示されました。

今年は、いよいよそれぞれの個性を活かした「ともに輝く男女共同参画のまち大仙市」の実現に向けての活動がスタートする年になると考えております。

そこで、何点か質問をさせていただきます。

政策決定の場への女性の登用を推進してほしいと願う者として、1つは、委員会・審議会の女性委員ゼロの解消と、それに向けた目標の設定をしていただきたいと思います。いかがでしょうか。

また、公募枠設定の進捗状況はどうなっているか、お伺いしたいと存じます。

市における幹部職員への女性登用の現状について、部・課長への登用割合を含め、お知らせ願いたいと思います。部・課長待遇及び正式な部長・課長の割合をお願いいたします。

男女共同参画推進条例の施行を第1段階と位置付けるならば、次の第2段階としての

施策は拠点づくりではないかと考えます。これからは、民間の力を得たネットワーク活動の推進が必要となりますが、そのためにも、拠点となる男女共同参画センターの設置をぜひお願いしたいと存じますが、市長のご所見をお伺いしたいと思います。

次に、地域の交通整備計画について質問させていただきます。

私は昨年、石川県金沢市の100円循環バスと東京都のハチ公バスを利用いたしました。

金沢の100円バスは、公共バス路線と同じ、もしくは似たコースを走りますが、途中でさらに細かい路地にも入り、高齢者が玄関先からでも乗れるようにしており、一方の東京ハチ公バスは、業者が共同で会社をつくり運営・運行をしているということで生き残りを図っているとのことで、両方とも椅子席が10前後で段差はありませんでした。また、どちらのバスも行政がバックアップしておりますが、高齢者社会を見据えて努力しているとの感想を持ちました。

さて、昨年の2月に、大仙市地域公共交通活性化再生協議会により大仙市の新しい地域公共交通計画が示されましたが、無作為抽出の郵送による市民アンケートの結果を踏まえ計画が構築されており、地域で支え合う、長寿社会に対応した地域公共交通の方向を示した点で、大変時宜を得た意義深い計画であると思います。

さらに、同年10月には、利用者・登録者に対してアンケートを実施し、その結果をまとめ報告するなど、市民の声にこたえていこうとする栗林市政の心意気が伝わってくるような気がいたします。

そこで、私は後援会の方々と、JCバスターミナルと組合総合病院待合室、そして調剤局待合室で許可をいただいて聞き取り調査をいたしました。90%が高齢者でした。その結果、「乗り合いタクシーをうまく利用している」、「乗り合いタクシーは地域内で途切れるため、つなぎで電車に乗り換えるのが不便さがある」、「バスの方が料金が安いので利用しているが、本数が少なく、待ち時間の過ごし方に困っている」、「JC、ヤマサがなくなったことで、買い物やお茶飲みの場がない」ということでした。「駅前にバスターミナルがあればいい」、「家族が働いているので交通手段がなく、バス停まで徒歩1時間をかけて歩き、そしてバスに乗ってくると、どうしてもだんだんと出たくなくなる気持ちが強くなります」、こういうふうなアンケート結果が出ておりました。

大仙市は平成21年度以降は、既に策定されている実施計画に基づいて施策が実行されていくものと思いますが、JCの閉店と併せて、このアンケート、聞き取りアンケー

ト調査を踏まえて私なりに考えた何点かの課題についてどう対処していかれるのか、お伺いいたしたいと存じます。

まず、計画、あるいは施策の中心市街地活性化との連動についてはどのように考えていらっしゃいますか。

仙北組合総合病院の利用者への待ち時間などを含めての配慮について、何かお考えがありますでしょうか。

にぎわいのあるまちづくりの一環として、バス・タクシーの町なかターミナルをつくることはできないでしょうか。

JRのローカル線がバスと接続しない箇所がありますが、対応できないか。

この4点についてのご答弁をお願いいたします。

最後に、「子供たちを携帯・ネットの危険から守るために」と題して、何点かについて質問をさせていただきます。

秋田県教育庁義務教育課が昨年11月、県内の全公立小・中学校の生徒と保護者を対象に携帯電話、インターネット利用実態調査を実施いたしました。

その結果、携帯電話の所持率は、小学生が9.0%、中学生が26.8%であり、携帯電話の使い方のルールについては、「決めている」と答えた保護者は78.9%ですが、児童・生徒の方は66.6%と、大きな意識の違いがあることが明らかになっております。

中でも、学校裏サイトを見たことがある小学生は1.1%、中学生は4.4%であり、さらには書き込みをしたことがある小学生が0.1%、中学生では0.7%で、傾向として、閲覧や書き込みは学年が上がるにつれてその割合が増え、中学生になると女子の割合が高くなるということです。

また、掲示板やチェーンメールによる誹謗中傷などのトラブルも増え、しかも被害に遭っても保護者に相談していないという実態も明らかになったほか、特に高学年の女子ほど危険な状況にあることがわかってきました。

私は、判断能力の確立していない小・中学生に携帯電話を持たせることは本当に危険であり、人間のモラルやコミュニケーションまで破壊されてきているという、一種の恐ろしささえ感じております。

アメリカでは、1994年頃から「インターネットは子供のためにならない」、また、「責任能力のない未成年者に使うメディアではない」という声が高まり、子供たちを犯

罪に結びつくような有害情報から守るための会合が数多く開催され、法律もできております。ルールを決めて親の目の届くところでのネット利用が定着しつつあるということです。

日本では、こうした大人の努力よりも先にルールなしのネット利用が子供たちの世界で広がり、まさにあっという間に広がってしまいました。早急に子供たちを携帯、あるいはネットの危険から守る対応が必要だと考えます。

そこで3点ほどお伺いをさせていただき、当局のお考えをお聞きしたいと存じます。

まず、昨年11月の県教育庁の調査における本市の実態についてお伺いいたします。

学校に対して今後どのような対策を考えているか。子供に対してと親に対しての両面についてお答え願いたいと思います。

3つ目は、子供たちを携帯・ネットの危険から守るためには行政としての取り組みも重要と思いますが、ご所見をお伺いいたします。

以上、通告による壇上での質問を終わらせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

○議長（佐々木昌志君） 6番杉沢千恵子君に対する答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美君）【登壇】 杉沢千恵子議員の質問にお答えいたします。

質問の第1点、男女共同参画に関する質問につきましては、山王丸副市長から答弁させていただきます。

質問の第2点は、地域の交通整備計画についてであります。

大仙市では、合併前の各地域で交通弱者の足の確保や交通空白地域の解消の観点から実施していた循環バスや患者輸送バス、乗合タクシー事業などを引き継いで運行してまいりました。

平成18年10月に1路線、平成19年3月には9路線の一部、あるいは全部廃止の申し入れが羽後交通株式会社からあったことから、庁内に地域交通のプロジェクトチームを立ち上げ、平成19年12月、地域で支え合う長寿社会に対応した地域公共交通を基本目標に、大仙市の新しい地域公共交通計画を県内でいち早く策定いたしました。

計画では、旧市町村内で通院や買い物、あるいはJR駅への乗り継ぎができる地域完結型を基本とすること、また、バスは200円、乗合タクシーは500円などのルール化を図り、あわせて合併前の交通政策についても一部利用者負担の導入を取り入れさせていただいたところであります。

こうした取り組みが平成19年度の国の地方再生モデルプロジェクト事業、平成20年度の地域公共交通活性化再生総合事業の認定につながり、コミュニティバスやデマンド型乗合タクシーの実証運行を平成20年4月から実施してまいりました。

平成21年度においても各地域の中心部への足の確保を目的に、平成20年10月に行った利用・登録者アンケート調査等の要望を取り入れながら、乗合タクシーについては一部路線の延長やダイヤ改正などを行うなどして引き続き地域の実情に合わせた運行をしてまいりたいと思います。

質問の、中心市街地活性化との連動につきましては、現在、JR大曲駅やその周辺の商店街、公共施設を1周9.7km、約40分で結びつける循環バスを運行しております。平成20年4月から利用者負担が1人200円になったこと、発車地点のジョイフルシティが閉店になったこと、景気的大幅な落ち込みなどから利用者数が減少しておりますが、今後も中心市街地活性化の一助として、なくてはならない交通手段と考えております。

また現在、市では中心市街地活性化基本計画を策定中であり、この中でターミナル機能を含めた交通移動の快適性を検討し、中心市街地において、住む人、訪れる人が利用しやすい環境づくりを推進してまいりたいと存じます。

なお、羽後交通株式会社からは、現在の大曲バスターミナルからイーストモールを経由してイオンショッピングセンターへの往復路線1日12便について、4月から角館バスターミナルから大曲バスターミナルを経由するルートを加え、1日15便にする予定だと伺っており、中心市街地と郊外型テナントとの新たな人の流れが発生するものと期待しているところであります。

次に、病院利用者への配慮につきましては、循環バス、乗合タクシー利用者から「診療や見舞いなどの際、帰りの利用時間までの休息場所がない。」という声があるとのことですが、同地区には花火庵や、今年2日にオープンしたペアーレ大仙などの施設や、グランマートなどの花火通り商店街、丸子川橋上公園や散策路としての丸子の小道などもあり、ご利用をいただければと思っております。

JRと路線バスとの接続につきましては、JRが3月14日から、羽後交通株式会社が4月1日からダイヤ改正をすとしており、両方で1月末から乗り継ぎがスムーズにできるよう調整を図ったと伺っております。

なお、JR列車ダイヤ改善要望については、年1回、県を經由し、JR東日本秋田支

社へ提出しておりますが、なかなか要望どおり実施できない状況にあります。地域の皆さんが利用しやすいダイヤとなるよう、私自身がJR東日本秋田支社へ要望を行うなど活動の強化を図ってまいりたいと考えております。

少子高齢化、過疎化の進行、二酸化炭素排出による地球温暖化の問題など、交通を取り巻く社会環境が大きく変化する中、平成22年度、県単バス補助制度が大幅に改正されること、さらなる路線バス廃止が予想されることなどから、今後は市民やボランティア団体、NPO、企業等を含めた協働による新たな運行手法も検討していかなければならないと考えております。

質問の第3点、子供たちを携帯やネットの危険から守る対応に関する質問につきましては、教育長から答弁をさせていただきます。

○議長（佐々木昌志君） 答弁を求めます。山王丸副市長。

○副市長（山王丸愛子君） 質問の第1点は、男女共同参画についてであります。

はじめに、政策決定の場への女性の参画状況であります。平成17年10月に策定いたしました男女共同参画プランの行動計画では、女性委員の登用率は平成21年度に35%、最終目標年度である平成26年度には40%を目標としております。現段階では98の審議会・委員会のうち67の審議会等において女性を選任しております。委員総数1,866名、うち595名が女性で、登用率は31.9%であります。今年度末で任期満了となる審議会が約半数の47あることから、新委員の選任にあたりましては、21年度目標である35%を達成できるよう配慮してまいりたいと存じます。

次に、公募枠設定の進捗状況であります。

現在、公募枠を設定している審議会等は、地域協議会や男女共同参画審議会など、ごく少数にとどまっております。審議にあたりましては、広く市民の目線でご意見をいただき、市民サービスに努めることが肝要と思いますし、公募によって女性が参画する機会にもつながると考えますので、今後、各種委員の選任にあたっては、できるだけ公募枠を設けてまいりたいと考えているところであります。

次に、市における女性職員の部長級及び課長級への登用割合についてであります。

平成20年度の登用割合は、部長級26名のうち女性は1人で3.8%、課長級146名のうち女性は10名、うち正規の課長は4名でありますけれども、トータルで6.8%となっております。

県内13市の中では高い登用率となっておりますけれども、今後も引き続き女性職員

の幹部職員への登用を推進してまいりたいと考えております。

次に、男女共同参画センターの設置についてであります。

平成17年の大仙市誕生と同時に、他市に先駆けて男女共同参画室を設置し、平成20年度には国際交流・地域交流も担当する男女共同参画・交流推進課を設置いたしまして、男女共同参画の推進に取り組んでいるところであります。

平成19年度には男女共同参画都市宣言を行い、今年度は男女共同参画推進条例を制定して、広く内外に市の男女共同参画への取り組みを示してまいりました。

国で男女共同参画社会基本法が制定されてから、早や10年になろうしております。間もなく始まります平成21年度は、啓発活動を推進した第1のステップから実践の第2ステップに切り替える時期であると認識しているところであります。

大仙市といたしましても県内唯一の男女共同参画担当課の業務の充実を図り、男女共同参画に関する情報の提供やネットワークづくりの支援、研修機会の提供、DV防止の啓発や被害者の支援など、男女共同参画センターの機能も担いながら、ともに輝く男女共同参画のまちの実現に向けて、官民一体となって、宣言や条例に定めた事項を着実に実践してまいりたいと考えているところであります。

以上であります。

○議長（佐々木昌志君） 答弁を求めます。三浦教育長。

○教育長（三浦憲一君） 質問の第3点は、子供たちを携帯・ネットの危険から守る方策についてであります。

はじめに、平成20年11月に実施されました携帯電話、インターネット利用実態調査における大仙市の実態についてでございます。

本市児童生徒の携帯電話の所持率は、4年生から6年生までの小学生が6.2%、中学生が17.8%であり、県平均より小学生が約3ポイント、中学生が約9ポイント低くなっております。また、本市の小学生の0.7%、中学生の6.6%がメールのトラブルにあったと回答しております。

本市におけるネットを巡るトラブル等の発生率は、所持率と同様に県平均を下回っております。トラブルにあった児童生徒の約7割は、保護者や友人、教師に相談しております。また、携帯電話の使い方のルールを決めているという保護者と子供は県平均よりそれぞれ3ポイントと9ポイント高く、意識の差も小さいことから一部課題を持ちながらも全体的にはネットの安全な利用に関する対応がなされてきているというふうに考え

ております。

次に、学校側の対策についてでございますが、平成21年3月現在、市内の全小・中学校において児童生徒が携帯電話等を学校に持ち込んで使用することを一切禁止しており、うち4割は持ち込み自体を一律に禁止しております。特別な事情で学校への持ち込みを許可しているごく一部の児童生徒も保護者から持ち込む理由を示しました誓約書を提出していただいた上で、登校から下校まで確実に預かっておるところであります。

また、そのほとんどが小学生であり、登下校時に保護者が不審者対応、あるいは子供の位置を確認する目的で使っております。

市内の各学校では、ネットの危険性について学級指導とか集会のテーマに取り上げて話し合いをしておりますし、市教育委員会で購入しましたDVDを視聴したりしまして、児童生徒に対する安全なネット利用について指導の徹底を図っているところでございます。

また、保護者に対しましては国が作成しましたリーフレットを配布させていただいたり、学校のPTAで企業等の専門家を招いて指導いただいたりしておるところであります。

さらには、県庁出前講座を活用したりしまして、携帯電話や携帯ゲーム機で出会い系サイトにアクセスしたことから犯罪に巻き込まれたケースなど、深刻な事態に陥った事例を紹介するなどをしてしまして啓発を促しているところでございます。

次に、行政側の取り組みについてでございますが、本来、携帯電話を子供に持たせるかどうかは保護者が判断するものであります。各学校で子供の安易な考えに流されないうで、所持する必要性や利用による影の部分につきまして家族で確認し合うことなど、具体的な指導事例を大仙市の教頭会で紹介するなどいたしまして、各学校のPTAとの連携を促しているところでございます。さらに、市教育委員会といたしましては、大仙市PTA連合会研修会におきまして、大仙警察署から講師を招きまして、携帯電話を巡る諸問題について協議いたしました。学校と保護者の連携によるネット被害の未然防止に向けた方策、あるいは保護者、学校、行政の三者がそれぞれの立場でできる役割などについて、いろいろ意見を交換し、考えを深めることができました。今後は、本市におきましても従前からの小・中学校への持ち込みを原則禁止にするという基本方針に基づき、各学校の子供たちを守るための堅実な取り組みを支援してまいりたいと思います。

また、市のPTA連合会や、あるいは学校支援地域本部実行委員会等を通じまして、

保護者に対して情報モラルの啓発や携帯電話の持つ機能等の理解の増進を図ってまいります。さらには、子供の安全な学習環境を守るため、フィルタリングサービスの利用促進につきまして関係機関や部局と連携し、商工団体等も通じまして販売店に協力を求めてまいり所存でございます。

以上であります。

○議長（佐々木昌志君） 6番、再質問を許します。はい、6番。

○6番（杉沢千恵子君） はじめに、男女共同参画について2つ質問したいと思います。

委員会とか審議会委員の選定はどのようになさっていらっしゃるのかなということがあります。私は政策を決定するとても重要な場でもありますし、広く市民の声を聞いてほしいと思っております。役所で作った叩き台をもとに検討され、意見を求めていると思いますが、この吸い上げたものが結局はまとめられて市の政策になったり、予算化されてくるということもありますので、委員の方はそれほど大事な任務を担っているというわけですから、先程公募枠も進めていきたいというお話もありましたけれども、それも含めて目標を設定していただき、しっかりとお願いしたいなという気がいたしますので、よろしく願いいたします。これはお願いです。

質問の大きな部分ですが、一昨年、市長は旧秋田銀行本店を男女共同参画センターという構想をお持ちではなかったでしょうか。全県下へ配布された冊子「ラ・ビータ」、これ議会にも全部配付になりました。市長がばっちり写っておるものです。横手市長との男女共同参画推進の実績が堂々と語られております。秋田県の中でも男女共同参画条例ができてるのは、潟上市と本市の2つだけです。条例も、中でも特に第7条はどこの市にもないという、とてもすばらしいもので、私はこの大仙で作りました条例がとてもよくて誇りに思っているところです。これほど男女共同参画に力を入れてくださっている市長は、ほかにはおりません。ならばこそ、先程お答えにもありましたけれども、今、第2ステージの幕が切って落とされたと思います。本年は条例に基づき、男女共同参画の基本計画を策定し、様々な施策を実施していくものと期待しておりますが、一方で現実社会は男女共同参画に対して、行政による取り組みだけでは市民や事業者など様々な主体による取り組みが少し弱くなるのではないかなと思いますし、この大事な取り組みがいろんなネットワークの作り方が大事であると思いますので、一層促進させるために総合相談、または情報提供、学習、研修支援、市民活動支援、こういう機能を持つ拠点が必要ではないかと思います。依然として先程申し上げましたように性別に対する

何か認識の違いというんですか、心の奥の底に秘めた考え方が根強い部分もありますので、女性が働きやすく、そして職場や地域で政策方針決定に参加できるように、仕事と家庭の両立が進んでいけるように、また、DV等女性に対する暴力の存在があること、多くの課題がありますので、こういう問題を解決するためにも、どうしても拠点となる施設を設置していただけないものでしょうか。既存の施設の活用も含めてお伺いしたいと思います。

まず、男女共同参画については以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（佐々木昌志君） 答弁を求めます。山王丸副市長。

○副市長（山王丸愛子君） 非常にごもつともなご意見であるかと思えます。

委員の選任につきましてはお願いということでしたので、一応各団体ですとか各地域からのバランスも見ながら、ご推薦いただいた方々をお願いしているというふうに私は考えております。今のところは、本当に幅広い地域から、本当にバランスがいいかどうかというところを聞かれますと、なかなか難しいところもありますので、目標値が出せるかどうか、そこら辺も担当部の方と調整をしながら検討をさせていただきたいと思えます。

拠点施設の話でありますけれど、拠点施設につきましては県も認識している場所といたしまして、サンクレスト大曲が男女共同参画活動拠点コーナーを持っているわけでありまして、ここである程度の部分を担っているものというふうに認識はいたしておりますけれど、それが市民の方々に十分認識されているのかどうかは、よく私まだ把握しておりません。ただ、昨年から何度かお邪魔しております女性センターという建物もありますし、どちらも市内の女性に限らず、男性の方々も含めた各団体がよく利用されている施設でありますので、先程声を大にして申しました唯一の男女共同参画という担当課がありますので、課は非常に幅広い視点で仕事をしていますので、この方々とその施設の方々との連携をより一層深めて、できるだけ男女共同参画という視点に立った事業運営と一緒にやれるような体制づくりを検討していきたいというふうに考えているところであります。ただ、施設も長くなりますと、当然建て替えの時期がまいります。そういう時期になれば、当然男女共同参画ということを看板として出せるような建物といいですか、拠点も考えられるのではないかというふうに思えますけれど、今は私自身の感覚でいきますと時期尚早かなと。それまでの潮流をまずは市民の中に作っていくのが現在の市の担当課の仕事であると思っていますので、その市の担当課がよりさっき申しまし

た2つの施設との連携を深め、話し合いを深め、担当分野をいかに分担するかというところまで含めて、何といたしましょう、少し深い活動をしていくように努めてまいりたいと思います。

○議長（佐々木昌志君） 再々質問、はい。

○6番（杉沢千恵子君） 今、ご丁寧に説明していただきましてありがとうございます。

時期尚早ということも考えられますが、私先程申しましたように、条例に基づいて本年は男女共同参画の基本計画に入るのではないかなという気がしますので、できるならばこの基本計画の中に、この男女共同参画センターというものも位置づけていただけたらと思いますが、その点をお伺いいたします。

○議長（佐々木昌志君） 山王丸副市長。

○副市長（山王丸愛子君） この男女共同参画プランのことを先程お話ししましたが、行動計画、ちょうど22年度から新しいものを作る時期に当たっておりまして、21年度中にその検討をいたしますので、その中には、盛り込めるかどうかも含めて前向きに検討させていただきたいと思います。

○議長（佐々木昌志君） それでは2番に対しての再質問を許します。

○6番（杉沢千恵子君） 市長からご丁寧なお答えをいただきましてありがとうございます。

昨日、やはり同じようなバスのことの、交通網のこの中で、市長のお答えになっていました「路線バスの大幅な見直しが予定されている平成22年度以降を見据えた地域交通のあり方や地域コミュニティを維持するための小規模集落対策など、よりきめ細やかな対応策を検討してまいります。」という、こういう文言がありましたので、私としては高齢者の方々の心、または寂しい心とか胸の内、体のことも考えて、これからさらに社会の状況の変化に応じて見直しを行っていただきたいことを希望いたします。

2点目は希望ということでお願いいたします。

3点目、引き続きお願いいたします。

あらゆる角度から細かく手を打ってくださり感謝しております。私は内閣府主催のネットリスク体験学習に参加してまいりましたが、とてもショックで一晩眠れませんでした。それほどこの被害っていうんですか、この学校裏サイトとかいろんなネットの危険ということ、聞いてはいても実際それを体験しますと、それほどショックが大きかったという、被害のような気がします。そうしますと、ネット被害は小学生が持っている

携帯電話だけではなくて、ゲーム機にも及ぶということがわかっていらっしやいます。先程お話もありました。与える親と使う子供に対してのメディア対策が急がれておりますし、市教育委員会も結構、先程のお話で本当によく手を打ってくださっているなと思いますが、危険なことはわかっているけど国はなかなか手をつけないわけです。国の業界対策として2007年12月にフィルタリング導入というお話がありました。それも業者との関係で延び延びになって、そして総務省は注意すらしておりません。このことからして、大仙市の子供は私たち大仙市民が守り育てるといって、こういう強い心が必要だと思います。行政としてできることは何かないかなということ、私もいろいろ調べましたが、21世紀のメディア時代対策として提案したいことは2つあります。いわゆる、もしかしたら頑張ればと思いますが、青少年と電子メディアとの健全な関係づくりに関する条例、これも考えられる一つではないかなと思います。もう一つは、注意を促すためにポスターやチラシを作って、やはり、公のものはあるものにしても市がこれだけ子供たちのことを、皆さんのことを心配していますよというポスターとかチラシ、こういうものも作ってはどうかと思います。ちなみに、県外では既に昨年から実施しているところがあります。これは応募した電子メディア利用のルール10カ条というのは、これは子供たちから募集したものです。それから、これは市として注意するために作っているチラシでありました。こういうふうにして努力しているところもあるようです。何とかしていい子供たち、そして私たちの未来を預ける子供たちが、本当にすこやかに育ててほしいということからこういうことも一つの例として提案いたしますが、いかがでしょうか。

○議長（佐々木昌志君） 答弁を求めます。三浦教育長。

○教育長（三浦憲一君） 今、携帯電話というのは、私は電話でなくてある意味では機械、端末機というふうにとらえていいと思います。いろんな機能がやはりセッティングされておりますので、これは買ってくれる親がまず最初、子供としっかり話し合って、何を使って何を使わないかということ、まず親子でやっていただきたい。それから、学校ではやはりそういうことを支援していくという立場で、危険ですよ、危ないですよというようなことをやはり情報提供していく。行政も広い立場でやはりそういうことを、あらゆる機会を通して話をしていきたいなというふうに思っております。

青少年関係にかかわりましては、いろんな部局とのかかわりもございまして、その辺もこの後いろいろ検討してみたいなと思います。

以上であります。

○議長（佐々木昌志君） 栗林市長。

○市長（栗林次美君） この子供たちの携帯・ネットの危険から守る問題につきましては、これは学校関係、教育関係は、この大仙市でかなりしっかり対応してきてもらっております。ただ、家庭の問題もございますので、いわゆる青少年という概念の中で、教育関係と我々行政、特に一緒になってこの対応をしなければならないとっておりますので、今、議員ご提案のありましたメディアとの関係みたいな協力、そういうものも含めて私どもも教育委員会と一緒に検討しながら、青少年健全育成の団体も活発に活動しておりますので、そういうところともご相談しながら何らかの対応、今のチラシのお話もありましたしポスターのお話もありました。そういうことを実施していかなくちゃならないとっておりますので、少し時間をいただきたいと思っております。

○議長（佐々木昌志君） 再々質問ありますか。はい、6番。

○6番（杉沢千恵子君） 本当にこの与える親っていうところがすごく中心というんですか、重要だと思っております。そして、チラシとか注意だとかを聞いてくれる親以外の親のところ、すごいスポッと抜け道になっていて、そしてそのところが大きな問題を引き起こしているという気がいたします。これほど細かく手を打ってても、やっぱりトラブルがあるのかというような気がいたしますが、私たち大人も本当に、大人の責任としてしっかりこのメディア対策を考えていきたいと思っておりますので、さらなる行政の努力もよろしくお願いいたしたいと思っております。

希望を申し上げて終わります。ありがとうございました。

○議長（佐々木昌志君） これにて6番杉沢千恵子君の質問を終わります。

次に、26番佐藤孝次君。はい、26番。

○26番（佐藤孝次君） 【登壇】 だいせんの会の佐藤孝次でございます。4つの項目について、それぞれ質問申し上げますので、ひとつよろしくどうぞお願いします。

はじめに、地域協議会のあり様と地区コミュニティ会議についてお尋ねをいたします。

「市政は市民のために」を基本理念とし、市民との協働の地域づくり、まちづくりを標榜する栗林市政は、合併後4年目を迎え、着実にその歩みを進めているものと評価をいたしております。市長の施政方針にもありましたように、本市は合併協議により地方自治法に定める地域自治区を選択し、各地域に地域協議会を設置いたしました。これはもとより市長の諮問機関という位置づけであって、市民が何を考え、何を望み、何を求

めるかを探るシンクタンクの機能を持つものと思います。さらに市長においては、それらの役目のほかに平成18年に創設され継続されている地域枠予算などの新たな制度も組み込みながら、それぞれの地域の課題を自らの力で解決する仕組みづくりを進め、地域ごとに振興計画を作成していただいたとしております。

従来より市が行うべきその事務事業と、これら市民自らの手で解決を図るべきと考えられたそのことが有機的に機能し合い、解決が図られたときこそ、市民がこのまちに住んでよかったとの充実が生まれるものかと思えます。

昨年来、大曲地域においては、地区コミュニティ会議の設立が呼びかけられ、それに呼応した3地区が立ち上げを果たしたことだと伺っておりますが、これら地区コミュニティ会議と先の地域協議会の関係こそ大事なポイントであろうと思えます。いち早い全地区での立ち上げが必要であり、それらの意見・要望等集約の場が地域協議会であることの確立を図るべきと考えますが、市長の見解を伺います。

次に、農業問題について伺います。

私は昨年第1回定例会の際、「食料自給力の向上は図れるのか」の項目で、農家、そこには食を担うことの誇りと、うやむやにできない百姓なりの哲学があるのだと、疲弊した地域農業云々言われる中で、じっと耐えながら頑張っている農家には、太くてブレのない強い農政の基本がなければならないとして市長の見解を伺う質問をさせていただきました。市長には、およそ同感の意をあらわしていただいたと思っておりますが、さて年が明けて早々に「農政の大転換、抜本的見直し、生産調整は選択的に。」の文字が新聞紙上に大きく踊りました。平成15年7月制定の米政策改革大綱が目指す米づくりの本来あるべき姿・実現へのステップなのか、国は農家をどこに導きたいのかの思いから、去る2月18日、農水省を訪れ、その真意を尋ねたことでありました。そこで確認できたことは、「水田を最大限活用し、食料供給力の向上に取り組みましょう」という表題の水田等有効活用による食料供給力向上対策3カ年事業が平成21年度から施行されること。そしてそれは世界の食料事情が逼迫傾向へと転じているとされる中、食料自給力・自給率の向上を目指し、担い手の育成確保や農地の有効利用、農村集落の活性化などに向け具体的な道筋をつけたい国の思いのあらわれだということ。さらに、水田フル活用実現に向けた確認事項が6項目にわたって農水省と全国農業10団体の間で取り交わされていること。また、前述の農政の大転換については、本施策施行後のステージ、新たな展開をつくるためのというような説明でありました。国が既に設定している目

標、平成27年度自給率45%を達成せんがための施策であることがわかりますし、我が国国家戦略の基礎ともなるべき食料自給力向上を果たしたい、その思いが伝わってきます。しかし、今日は3月の10日。もう既に全国各地では、あるいは県内沿岸地域では、春作業の準備に入る頃かと思えますし、遅いとされる当地域でも、もう半月もすれば種の準備に入ります。今の時期、何に取り組むにせよ、その確かなものが全く見えない異常さに不安を感じるのは私だけでしょうか。

また、本年度2次補正で対応するとされる水田フル活用推進交付金、20年産の生産調整実施者で21年度も生産調整を実施することを約束した農業者に対し、20年産主食用米作付面積に応じて交付金を交付するという額、10a当たり3千円、総額381億円、単年度交付については、先に世間を騒がせた定額給付金2兆円と同じにおいを感じずるもので、今後の方向づけ、取り組みに正面から向き合わなければならない農家にとっては、むしろ後ろ向きにブレーキをかけるものではないかとさえ思います。まして農政の大転換、生産調整の選択性などが目前にちらつくのであれば、腰を据えての将来の見定めなど到底無理かと思うのであります。水田をフルに活用するそのことは大いに賛成です。それら農地にきっちり作付がなされ、収穫され、産物として世に出回り、その対価が農家の手に入り、再生産を生む、そのサイクルを営むそれこそが農業者の望むところであります。

いろいろ申し述べましたが、これらに対する市長の見解をお伺いしたいと思います。

次に、農産物需要の見定めと販路拡充のためとして質問をいたします。

新年度から始まる水田フル活用食料供給力向上対策に、市農政はどう向き合い、推進するのかということになります。

昨年の秋田県産米は、過剰作付、また、好天による豊作も相まって、生産目標数量を大きく上回る実生産のあったところであります。今年は、その反動、ペナルティーとも言うべきか生産目標数量がうんと減る前提を持ちながら、それを、その対応を余儀なくされるという状況にあります。

従来、市では大豆・小麦・野菜等でその消化を図ってきたわけですが、さらにその割合を高める必要があるということになります。市長の施政方針では、複合部門の取り組みを一層推進してまいるといたしておりますが、その前にそれら作物について、また、新たに照準の当てられている米粉用米、飼料用米、飼料用稲等も含めて、あらゆる角度から見定め、検討を加える必要があるのではないかと思います。例えば大豆ですと品種

別、作付面積の推移、収量、価格の推移、助成金額等の推移、肥培管理上の問題点の有無、収穫・乾燥・調整、能力的にはどうなのか、売り渡し後の問題点の有無、販売物に寄せられる評価、今後さらに作付面積増加が望めるのかどうか等々考えられるかと思いますが、いかがでしょうか。むろん主食用米とされる米にも同じ検討を加えるべきかと思えます。あきたこまち一辺倒の作付がどうなのか、市場評価の高いとされるあきたこまちが評価に見合う米価を保つための手だて、これとても綿密な分析、検討の中から生まれるものだと思いますが、これらについてどのようにお考えか、お聞かせを願います。

また、所期の目的を概ね達成したとされる集落営農・法人化支援センターについて、今後は、それら経営体の活動を支援する体制をとるとしてありますが、具体的にはどうなのかをお知らせいただきたいと思えます。

次に、学校支援地域本部事業の取り組みの具体策は、として質問をさせていただきます。

平成21年度新規事業として盛り込まれた学校支援地域本部事業、予算額1,250万円、うち国・県支出金950万円、一般財源300万円であります。今年度から全国各地で施行されている事業であるようで、本市では1年遅れての事業実施ということかと思えますが、子供たちの教育に強い思いを持つ大仙市民にとっては、熱い心で受けとめられ得る事業であるように思います。あれだけの広い地域を持つ協和地域6小学校を統合に導いた市民、旧協和町民の子供たちの教育環境をより充実させてあげたい強い思いと決断、また、役所に来るたびに見ることのできる大曲小学校子供見守り隊の活動等々それらを思うとき、子育て支援、教育充実を最優先としたい市の思いは、必ずや市民に積極的に受けとめられ、さらに充実感に溢れたそれら市民行動は、県内外に強いメッセージとして発信されるものになると期待できます。まずはこの事業の具体的な取り組み指標についてお知らせを願いたいと思えます。

最後に、角間川街区の汚水処理と親水公園の清流化について伺います。

このことは、過去に幾度となく、また、何らかの形で取り上げておりますから、市長には、またかの思いもするでしょうが、どうかお付き合いを願いたいし、それほどに地区町民の強い願いであることもご理解いただきたいのであります。

昨年秋以来、二度にわたって国交省湯沢河川事務所との間で協議がなされました。浜倉を会場に行われたわけですが、申し入れられたことは、親水公園最上流部横手川樋管から堤防横断部の改修、上流部水路およそ400mの水路舗装、また、あわせてフット

パスロードを水路南側を延伸して横手川堤防にタッチさせるというものであります。

これまで年2回の公園清掃と、これにあわせた川に親しむイベント、あるいは昨年完成のフットパスロードを利用したウォーキング等、町民の川に寄せる思いと姿勢が評価されたものと大変よろこんでいるところであります。これによって公園上流部においては、子供たちが安全に水に親しめるスペースが生まれるものと思っております。それにつけても角間川町部から入り込む汚水排水路がという話になるわけですが、もうこれ以上は申し上げません。市長の感想をお聞かせ願えればと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（佐々木昌志君） 26番佐藤孝次君に対する答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美君）【登壇】 佐藤孝次議員の質問にお答え申し上げます。

質問の第1点は、地域協議会と地区コミュニティ会議についてであります。

大仙市では地方自治体の自己決定や自己責任の強化が図られる中で、住民の声を施策に反映させていくことが重要な課題として考えており、その解決の一つとして地区コミュニティ会議を設立すべく取り組んでおります。

地区コミュニティ会議は、地区の自治会や各種団体などが、自らの意思で参加するまちづくり委員会という位置づけで、大曲地域以外の地域におきましては、自治会連合会などの組織があります。しかし、大曲地域は人口が多いことから、地域協議会だけでは住民の声が行政に届きにくいこともあり、地区コミュニティ会議は特に大曲地域に設置したいと考えております。大曲地域は、これまで地域いきいきビジョンの活動を通じて、地域の活性化に意欲を持つ住民同士の連携を強めて、住民と行政が協働してまちづくりを進めていることから、当組織を発展させるとともに地区住民の結びつきが強い小学校区単位で地区コミュニティ会議への移行が図られているところであります。

議員ご指摘のとおり大曲地域におきましては、既に花館地区、角間川地区及び内小友の3地区において設立されており、藤木地区、四ツ屋地区及び大川西根地区におきましても今年の5月までに設立される予定となっております。

また、大曲地区におきましては、平成21年度において地区割を含めて重点的に取り組み、組織化を図ってまいりたいと考えております。

今後は、地域枠予算を活用したそれぞれの地区の課題解決に向けた事業や、地域住民の意見を地域協議会へ提言していただき地域振興計画に反映させていくなど、新たな仕組みづくりを構築していくとともに、地域協議会と地区コミュニティ会議との連携を図

りながら市民との協働のまちづくりを進めてまいりたいと存じます。

質問の第2点は、農業問題についてであります。

はじめに、農政の行方につきましては、昨年年第1回定例会及び第2回定例会において答弁申し上げておりますが、国の施策体系が変わるのが早すぎると常々感じているところでもあります。農家においても国からの様々な情報や新聞報道などにより混乱を招いている状況でありますので、先日、農林水産大臣が記者会見で述べられていた「政策の継続性を認識していかなければならない。」という発言を是非実現していただきたいと思うものであります。

現場の最前線で農家と対面し、仕事を進めているのは市町村や農業団体の職員であり、国の施策が短期間に変わることは、現場で農家の指導や助言に当たって混乱を来しかねず、大仙市の基幹であります農業の振興に決してよい影響を与えないと考えております。

生産調整の選択性につきましては、大仙市はこれまで40年近くにわたって農家のご協力をいただいて、国の政策である生産調整に取り組んでまいりました。この間、転作田の活用による野菜や大豆等、複合作物の振興、担い手となる認定農業者、集落営農組織、農業法人の育成、生産基盤強化となるほ場整備等様々な農業振興施策を実施してきた結果、効率的な水田農業経営が定着してきた地域もあります。もし仮にこのような中で政策を大きく転換するとすれば、よほどの覚悟と相当な財政出動が必要となるものと考えられます。

生産調整の選択制の考え方は、生産調整に参加する農業者には米価が下落したときに再生産可能な所得補償が受けられ、不参加の生産者は国の財政支援が受けられないとするものであり、生産調整参加者には所得補償のメリット、不参加者には個人の裁量で米を自由に売れるというメリットが生まれます。しかし、選択制になれば米の作付拡大の可能性は高くなり、その結果、供給過剰や産地間競争の激化により米価の下落、あるいは暴落が心配されます。生産調整参加者には、国がこの下落分の所得補償を行うため、相当な財政出動を伴うことは明らかであり、果たして国にこれらを賄えるだけの財政余力と覚悟があるのか疑問であります。

現在、農林水産大臣の諮問機関である「食料・農業・農村政策審議会」や「農政改革関係閣僚会合」で議論されているようですが、農家に不公平感を生じさせず、真に日本農業振興に寄与するような答申が出され、それが継続的な政策に反映されることを切に希望するものであります。

自給率の向上につきましては、議員のご質問の中にもありましたように、国では21年産から水田等有効活用促進交付金、産地確立交付金、耕作放棄地等再生利用緊急対策交付金の3つの水田フル活用事業を行い、自給率向上に取り組むとしており、国の要綱を見ますと21年産からいわゆる減反イメージから脱却して水田を最大限活用する取り組みを強力に推進していくとあります。

しかしながら、水田等有効活用推進交付金につきましては、助成の対象となるのは、あくまで対象作物の転作面積の増加分に限定され、米粉・飼料用米への取り組みは実需者があって初めてもらえる仕組みになっているなど、ハードルが高い事業と感じております。

また、産地確立交付金につきましても、転作率が高くなっているにもかかわらず交付される額が固定されていることから、農家にとって助成額の高い転作形態の取り組みが増えれば、単価を下げざるを得ない状況になっております。このため、国・県への改善点など適宜要望してまいります。市といたしましては、基幹である農業の振興と水田等の有効活用による自給率の向上と生産調整の確実な推進のため、取り組める事業には積極的に対応してまいりたいと考えております。

次に、農産物需要の見定めと販路拡大についてであります。国際的な穀物需給の逼迫等により、食料確保の不安定要因が増大する中、食料自給率の強化に向けて国が戦略作物として位置づけている米粉用米・飼料用米、麦、大豆及び飼料作物の4作物につきましては、国の施策を最大限活用しながら、JAをはじめとする集荷業者の販売戦略に柔軟に対応した作付面積の確保や品種別の作付誘導ができるよう、関係機関が一体となって推進してまいりたいと考えております。特に注目されている米粉用米・飼料用米につきましては、JAでも全農などと供給先の協議を進めているようですが、なかなか見つからないと伺っており、現状では平成21年産から作付することが極めて困難な状況となっております。今後とも県と全農が進めようとしている全県単位での販売手法や販売先の動向について注視してまいりたいと考えております。

なお、米粉の消費拡大につきましては、米粉パンの学校給食への使用回数を月1回から2回に増やしてまいりますし、米粉を活用した特産品研究会も先月2度目を開催したところであり、商品化につながるよう取り組みを支援してまいりたいと思います。

JAとは米粉の利活用について、これまでも協議を続けてきたところですが、米粉用製粉機の導入も含めた、より具体的な方策について検討を重ねてまいりたいと思います。

また、平成20年度における生産調整面積の約2割を占める大豆につきましては、乾燥調整施設などの生産設備の条件が可能な限り、これまでどおり生産面積の拡大を推進してまいります。

J Aによりますと、やや過剰気味の無臭大豆「すずさやか」につきましては、200haほど作付面積を減少させ、「リュウホウ」などに作付変更すると伺っております。また、「すずさやか」の平成21年産以降の販売先については、新たな県内外の販売先の確保にも努め、適正な需給調整を行いたいとのことでもありますので、市としても協力してまいりたいと思います。

市の基幹作物である米につきましては、J Aがあきたこまちの偏重を改善するため、平成22年産から業務用米として大幅な作付を予定している「ゆめおぼこ」や実需者と直接契約する新たな加工用米の導入に加え、新規需要米の開拓などを柱とした売れる「秋田おぼこ米」の生産体制の構築が速やかに実現できるよう、市としても消費者ニーズに対応した米づくりへの支援を検討してまいります。

次に、集落営農・法人化支援センターの今後の活動につきましては、設立された集落営農組織71経営体が目標としている5年後の法人化と、既に設立された36法人の経営支援、経営安定化に向け、集落営農・法人化支援センターの専門指導員を中心とした県・市・J A等関係機関職員で構成する支援チームを継続し、引き続き支援してまいりたいと思っております。

具体的には、組織など担い手の代表で構成され、担い手の意見を伺うアクションサポート会議の開催をはじめ、個々の組織に入り、その組織が抱えている課題の把握に努めるとともに、事業要望については対応できる国・県等の事業支援、さらに健全な組織運営が図られるよう経理指導等も行なってまいりたいと思います。

また、担い手のいない集落に対しては、組織設立に向けた支援を引き続き実施し、将来にわたって市内の農地を守っていける体制を整えてまいりたいと思います。

質問の第3点、学校支援地域本部事業に関する質問につきましては教育長から、質問の第4点、親水公園及び町部の汚水処理の問題に関する質問につきましては、いろいろ検討をずっとしてきておりますので、久米副市長から詳しく答弁させますので、よろしくお願いいたします。

○議長（佐々木昌志君） 答弁を求めます。久米副市長。

○副市長（久米正雄君） 質問の第4点、角間川町部の汚水処理と親水公園の水質改善に

ついてお答え申し上げます。

はじめに、川港親水公園の水質改善につきましては、これまでも国土交通省と市において協議を重ねてきたところであります。

このうち導水機能につきましては、国土交通省の調査により、横手川から親水公園へ導水している樋管の一部が損壊していることが判明し、現在、河川管理維持事業により樋管の改修工事が実施されております。

また、水路部分につきましては、流水機能を向上させるため、最上流部から約100mまでの範囲において河床部のコンクリート舗装を施工中であります。この工事はフットパス事業の一環として水路と平行している園路の舗装工事とあわせて、国土交通省に実施していただいているものであります。

これらの事業により、淀みなどの解消が確認されれば、平成21年度においても引き続き300m程度を実施する予定と伺っておりまして、導水機能の回復と流水機能の向上により、水辺環境の改善が図られるものと考えております。

当親水公園は、地域住民や愛護会等による積極的なイベントの開催や清掃活動など、まさに地域により育てられ、守られている公園と認識しております。市といたしましても、今後とも国土交通省と連携をとりながら、親水、公園環境の一層の向上を図ってまいりたいと考えております。

次に、角間川地区の町部への下水道整備につきましては、農業集落排水事業との同時施行、あるいは別に単独事業としての実施などについて検討した経緯がありまして、平成19年度に概算事業費等の基礎調査を行っております。汚水は旧13号線川目地区追分地内にある流域下水道幹線マンホールに流入するもので、幹線管渠の延長は約3kmであります。旧横手川や農業用排水路等3カ所の推進工法による横断があります。また、面整備にかかわる管渠延長も約18kmにわたり、そのほかマンホールポンプ布設3カ所、橋梁添架1カ所も必要となってまいります。さらにそれに付随した委託も含めて、概算事業費は約20億円と推計しておるところであります。

現在、大曲地域の下水道整備は、平成24年度までの計画で第6区負担区として認可をいただいている丸子町・戸巻町・日の出町・飯田町地内等を実施してまいりましたが、この第6負担区についても計画より数年の遅れが出ておりますし、まだ中心市街地において未整備の地区もあります。一時この第6負担区の整備とあわせ、角間川地区の2つの地区での同時施工実施も検討したこともありますが、現在のこの財政状況を勘案し

ますと、今すぐの実施は困難な状況でございます。

全市の生活排水処理事業のうち、農業集落排水事業については平成24年度には現在計画している事業がすべて終了する予定でありますし、また、下水道事業も大曲、神岡、中仙、南外の4地区での整備となっております。これらの事業の進捗と今後の財政状況を見ながら、実施時期等の検討をしてみたいというふうに考えておりますので、ご理解をお願い申し上げます。

以上です。

○議長（佐々木昌志君） 答弁を求めます。三浦教育長。

○教育長（三浦憲一君） 質問の第3点は、学校支援地域本部事業についてでございます。

この事業は、学校・家庭・地域が一体となりまして、地域ぐるみで子供を育てる体制を整えることを目的とした事業でございます。

市が学校支援地域本部実行委員会を組織するとともに、中学校区には各学校支援地域本部を設置し、学校が必要とする学習支援、部活動指導、環境整備、登下校の安全確保、合同行事の開催等様々な活動におきまして地域と学校を結ぶコーディネーターを配置しながら、その連絡調整のもとに学校支援活動に意欲のある地域の方々をボランティアとして派遣する、いわばこの組織は地域につくられました学校の応援団ということができると思います。これまでも各学校では地域のボランティアの協力を得ながら学校運営や教育活動を行っているところでございますが、学校支援地域本部は、そうした取り組みをさらに充実させようとするものでございます。この事業によりまして、子供たちは地域住民との交流による様々な体験や経験などを通して、思いやりの心や感謝の心を育むことができるとともに、地域住民の方々にとりましても自分の持っている経験や知識、あるいは社会教育で学んだ成果を活かす場となるほかに、お互いのきずなも深まり、地域が活性化されていくものでないかというふうに期待しているところでございます。

今年度は、国の委託を受けまして、全国的にも大仙市は先頭を切ってスタートをした事業でございます。

モデルといたしまして、2中学校区として神宮寺小学校と協和小学校の2校に導入いたしました。両校では、登下校時の声かけ運動、あるいは危険箇所点検、あるいは交通安全教室の支援、学校農園の野菜収穫、グラウンド整備などのスクールサポート活動が行われております。さらには、地域の先生、指導者として授業に入ることもございました。それから、夏休み中には寺子屋塾の支援にあたりまして、高校生なんかも含めまし

て学力向上にも貢献していただきました。大変有り難いと思っております。ともに活動する参加者としてこの事業にかかわっていただいております、その成果についても全県的なモデルとして評価していただきました。そして全国にも発信することができました。平成21年度には、さらに6中学校区を対象にいたしまして、大曲小、刈和野小、中仙小、南檜岡小、高梨小、太田南小の6校にも設置しながら、全市8地域に拡大し、地域と学校が今まで以上に連携を深めまして子育て支援につながることを望んでいるところでございます。

以上であります。

○議長（佐々木昌志君） 26番、再質問を許します。はい、26番。

○26番（佐藤孝次君） ありがとうございます。

1つ、1点だけ、農産物の需要の見定めという部分と集落営農・法人化支援センターの今後の活動のあり方という部分でお話したいと思いますが、それぞれ集落営農、あるいは法人化されたその組織、今、どういう状況にあって、この後どういう方向にいきたいかという部分の話になるときに、作られたその農作物がそれなりの単価で売られた、そしてそれが収益となって戻ってきた、その時に初めてその運営がなされていくと。あるいは、今いろいろ言われている農業外からの就職できるその体制も整えられるのではないかなというように感じます。いずれそういった意味での売れる部分を作ると、売るものを作るという意味でのその支援センターを充実するという考え方であってもいいんでないのかなというように思います。確かにそれぞれの法人が経営という意味での収支の関係、そのあたりを教えてもらうというのは、これは大事な仕事だと思いますし、その部分は今きっちりやるという方向づけは答弁していただきましたから、さらにその先に何かをという意味でのセンターの充実という意味でのとらえ方していただくと、まさにもっともっとその集落営農、あるいは法人化されたその組織が充実したものになるのではないかなという考え方をしておりますが、そのあたりについては、そのあたりまでまだ考えていないということなのかどうか、そのところについて答弁をお願いします。

○議長（佐々木昌志君） 答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美君） 議員、前からの持論であります、いわゆるマーケティングといえますか、販売の方にもっと市も重点を入れるべきではないかという、そういう考えの延長だと思います。そういう考え方を我々持っているわけですがけれども、やはりJA、あ

るいはJA通じた全農という、やっぱり系統の販売を中心にして今までやってきておりますし、あとはもう少し小さい身近な形で、いわゆる直売、産直という形で奥さん方が頑張っている組織、もう一つその全農の系統とはまずやや競合する部分もあるかもわからないけれども、おそらく農家、農業者が売れるようなものを一緒に考えて作って、それを独自にやっぱりその販路を作っていくという、そういう考え方ができないかということのような気がいたします。その今の考え方、非常に難しい考え方で、まずいろいろ我々も模索しております。これは市だけでできることでもなくて、やっぱり県の振興局を含めた、やっぱりそのJAの皆さんあたりともやっぱりやっていかなきゃならない課題だと、こういうふうに思っていますので、そういう問題意識を我々も当然持っておりますけれども、今こうだということの答えがなかなか出てこないのです、これも引き続きまずしっかり我々の中で検討していきたいなというふうに思っております。

○議長（佐々木昌志君） 再々質問を許します。

○26番（佐藤孝次君） 大変ありがとうございました。

いずれ、先般その農水省に行ったという帰りに、実は我々会派で行ったんですが、品川の県のアンテナショップに寄らせてもらったということでした。いろいろそこで昼食を食べたわけですが、その店のシステムというのが我々に何となくすっきりこないという感じで、いろいろ文句を言った議員もいたわけですが、あのあたりをもう少し変えてみたら、我々の意識でそのものを見てみたら、もっと違ったものの売り方ってできるんじゃないかなという意識もして見てきました。いずれそういった思いを持てる人方が売る場を考えれるというシステムが是非ともほしいもんだと考えてきましたので、もう答弁はいりませんが、そういう方向づけでひとつ考えていただければと思います。

あと、残りの3点につきましては、それぞれ当局の答弁、市長の答弁で理解できましたので質問はいたしません。どうぞひとつよろしく申し上げます。終わります。

○議長（佐々木昌志君） これにて26番佐藤孝次君の質問を終わります。

それでは、次に11番渡邊秀俊君。11番。

○11番（渡邊秀俊君）【登壇】 一般質問をいたします。

最初に、医療費の無料化について伺います。

この間、こういう記事を目にし、ああなるほどなと思いました。人口問題を解決しない限り、経済成長、文明の成長はないというものでした。一人息子を持つ家庭と一人娘を持つ家庭の子供が結婚して、子供を今は1人もうけます。この段階で2つの家は必要

ないということから、どっちか1つを処分しようとするようになります。ここからが問題なのですけれども、今の人口構成によりますと、同じ世代の日本人が、ほぼおそらく全員同じ行動をとるよう、そういうふうになればどうなるか。うちの半分が必要でなくなるのですから、不動産価格は下がり、全く売れなくなります。それも郊外や田舎が先に売れなくなります。それに伴って一家に1台必要とされた車や家具、テレビや冷蔵庫などの電化製品が、半分が必要でないわけですから売れなくなります。それがもう一つの世代になりますと、またひとりっ子が成長して、お互いのひとりっ子同士が結婚して子供を1人もうけるとなりますと、2分の1掛ける2分の1で孫世代で4分の1になったものが、その次の曾孫の世代では4分の1掛ける4分の1で16分の1の人口になってしまうという、そういうふうな状況になりますと、年金とか社会保障とか景気とか、もう言ってるような状況ではないと。文明の崩壊であるというような記事でした。人口問題の解決というのが最近の政策論争にもよく出てきますけれども、少子化対策というのは、ずっと先のことではなく、すぐそこに潜む大変重要な問題であるということを感じかされます。

そこで、今回の報告にありましたが、大仙市の出生率は平成19年度全国平均が1.34、秋田県平均が1.31であるのに対し、大仙市の場合は平成17年度1.42、18年度1.50、19年度1.58人と順調に増えておるという報告がありました。それにしても人口増に結びつく2.08にはまだ至っておりません。至ってはおりませんけれども、その努力を高く評価し、大変喜ばしいことでもありますけれども、これは子育てに対する大仙市の政策が大変大きく影響しているものと考えます。その一つとして、小学6年生までの医療費自己負担無料という制度があり、大変な好評を得ております。この制度ができてからしばらく経ちますので、利用者の間からは、何とか中学生まで、義務教育の間にその医療費自己負担無料化の制度をできないものかというような声が大変大きくなっております。しかも、こういう制度は若い世代で話されまして、もしそれができるのであれば、子供を育てるなら大仙で、住むんだったら大仙でという大きな声でほかの市町村から大仙に定住しなさいと呼びかけることができると、これは私たち自身の自慢にもなるし、誇れる政策ということで周りに訴えかけていくことができるというような声もあちこちで聞かれるようになりました。平成19年度において小学6年生までの医療費無料化に要した経費は、大体1億4,000万円です。これが中学生は3年間ですので、単純に計算しても2億円弱でできることになりますし、これは

全額市の負担でもありません。国・県の補助金も入っています。これからはばらぐの間は対象人数が増える見込みもないし、しかも過去の例からも中学生の場合は小学生に比べてお医者さんにかかる機会が格段に少なくなると言われております。医療費自己負担無料の制度を中学生まで引き伸ばすお考えはないのか伺います。

あわせて、実施してからしばらく経って、数年前からですけれども、この小学生の無料化について、この制度を今後も維持していくためとして基準所得を超える人は対象としないというような項目が加えられました。これが大変不評でありまして、もともと育児真っ最中の世代は、一番お金のかかるときでもありますし、線引きの結果、隣の子はよくて、どうして私の子はだめなのかというような不満も聞かれます。また、今のようないろんな社会情勢になると、昨日までは高額所得者が、今日からは雇用保険で生活しなければならないといったような事例も聞かれるようになりました。この事例はこの後、増えるというようなことが予想されます。対象者の判定で悩むよりも、単純明解な制度に戻して、みんなに喜ばれる、子育て世代みんなが喜ぶような制度に、前の制度に戻してはいかがか、これについてどういう考えなのか伺います。

次に、奨学金制度についてですけれども、先に行われた全国の体力・運動能力の調査結果で、秋田県はまた全国のトップクラス、しかも大仙市では秋田県の結果を上回っているとの報告がありました。19年度・20年度に行われた小学校・中学校の学力テストでも秋田県がトップ、同様に大仙は県平均を上回っているという結果を受けて、たくさんの方が大仙を視察に訪れ、そこに住む一人として大変誇らしく、社会に明るい話題を提供してくれました。

言い換えれば、大仙市の小学生・中学生は、学力・体力とも日本でNo. 1ということで、みんなが大いに自慢していいことだと思います。この優秀な児童生徒が経済的理由で上級学校へ進む夢を諦めることのないよう設けられた奨学金制度があります。月額、高校で2万円、専門学校・短大・大学で4万円、無利子で学校を卒業してから返済していただくという制度でありますけれども、これがほかの奨学金制度との併用借入れができない仕組みになっているということを知って、せっかくのいい制度がこれではうまく機能しないのではないかと考えます。月額4万円で授業料を払い、生活資金を賄い、有意義な学生生活を送ることができるのは、とうてい思えません。ほかの奨学資金、教育資金と併用して初めてうまく機能する制度と考えます。運用方法を改善するお考えはないのか伺います。

次に、TWOスクラップONEビルド事業の見直しについて伺います。

スクラップ・アンド・ビルドという言葉はよく耳にしますけれども、TWOスクラップONEビルドという言葉は初めてで、なるほどうまいことというなど感心いたしました。これは12月の定例議会で21年度予算編成においての3つの基本方針を定めたところの1つであります。繰り返しますと、1つ目は、財源確保が厳しいことから予算の配分は各部局への一般財源配分方式の導入による。2つ目が、TWOスクラップONEビルド、2つの事業を見直し、1つの新たな事業を立ち上げるという概念で予算を編成するというものです。3つ目は、補助金審査委員会の提言により、補助金を削減するというものでありまして、21年度は先例や従来が発想にとらわれることなく、事業の必要性や効果を検証し、最小で最大の効果が出るようにするという一方で、さらに行政に経営感覚を取り入れ、思い切った改善で行財政の簡素化・効率化に努めてまいると結んでおります。まさしくそのとおりであります。

しかし、今回の予算書を見ても、どういうふうによく改善されたかよくわからないというのが実感であります。財源確保が年ごとに厳しくなる中、内部で議論をし、少ない予算で市民への要望に応える努力をしている姿勢、職員一人一人が高いコスト意識を持って経費削減に努めている姿勢、これは認められます。ただ、その努力にまだまだ地域差・温度差があるように感じられるのは私だけでしょうか。

合併後、各地区では事業の見直し、体制の見直し、整備による改善・改革の激しい嵐が吹き荒れ、それに耐え、最近ようやく息をつけられるようになったと感じられます。

先般、いろいろ議論のあったペアーレ大仙が開所されました。この施設の近くには、勤労青少年ホーム、女性センター、産業展示館、中央公民館、大曲交流センター、サンクエスト大曲などなど私どもからすれば類似施設と思われるのが近接集中しております。管理も含めて、これらの整理再編が必要とされているときではないのか伺います。

また、各地区でそれぞれ個性的な活動を展開していた公民館も、大仙市誕生後、これはある程度やむを得ないということだとしながらも事業の見直し、経費の見直し、管理方法の統一、料金の統一などで徐々に画一化されてきたように思います。少ない予算で懸命に頑張っている公民館についても、改革・改善の風が、どうも大曲地区では吹いていないのではないかというような声も大きくなっております。

TWOスクラップONEビルド、大変すばらしい予算編成の基本方針が、これらの点についてどのように作用したのか、また、今後のあるべき姿をどのようにとらえている

のか伺って私の質問を終わります。ありがとうございました。

- 議長（佐々木昌志君） 申し上げます。ただいま一般質問の途中ですが、この際、昼食のため暫時休憩いたします。本会議は午後1時に再開いたします。

午前11時46分 休 憩

午後 1時00分 再 開

- 議長（佐々木昌志君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。11番渡邊秀俊君に対する答弁を求めます。栗林市長。

- 市長（栗林次美君）【登壇】 渡邊秀俊議員の質問にお答え申し上げます。

質問の第1点は、医療費無料化についてであります。

はじめに、義務教育終了までの医療費の無料化についてであります。大仙市は全県下でも手厚い子育て支援策を実施しており、子供を安心して産み、育てられるまちなししていきたいとの考えから、福祉・医療制度におきましては、合併時、所得制限を設けず小学生までを対象として医療費の助成を行ってまいりました。しかし、厳しい財政事情の中、長期的に継続できる事業とするため、平成18年8月から市独自の所得制限を設け実施しているところであります。この実施にあたっては、大仙市子育て支援意見交換会を開催し、子育て中の母親の皆様から様々な意見を伺ったところであります。助成水準を維持し、制度を継続させるためには、現行の所得制限にせざるを得ない旨を説明し、ご了解いただいたものと思っております。現在、県においても財政等の問題から補助基準の見直しを検討中であり、市の負担が増えることも予想されることから、現行制度の維持継続が最も重要な課題と考えているところであります。

なお、所得制限につきましては、現在、乳幼児・小児の対象者7,660人のうち、1,215人から医療費の自己負担をお願いしております。これについては、大仙市独自の基準を設け、一例として、父母・子供2人の家庭の場合、父母の収入額で727万4千円、所得額にしますと473万2千円を基準額とし、県の子育て支援の考え方よりも助成対象枠を広げて実施していることから、先にも述べましたが、この制度を長期に継続させるためには一定の所得水準を超える方々には自己負担をお願いすることにならざるを得ないので、ご理解を賜りたいと存じます。

質問の第2点、奨学金制度に関する質問につきましては、教育次長から答弁させていただきます。

質問の第3点は、TWOスクラップONEビルドについてであります。

平成21年度当初予算編成の方針として、限られた財源を有効に活用するためには、施策の重点化が重要とされていることから、主要施策である教育、子育て支援、福祉、安心・安全、産業の活性化、環境等についても各部局における政策立案機能を十分に発揮し、TWOスクラップONEビルドを基本に、常に市民の目線や思いを念頭に置き、選択と集中によるメリハリのある予算編成を指示したところであります。

また、部局主体型予算編成とし、各部局ごとに一般財源を枠配分し、部局長が部局の予算編成方針を策定し、配分された範囲内での予算編成作業を進めたところであります。

さて、大曲地域に類似施設が集中しているとのことであります。大曲仙北圏域の中心都市として発展してきた大曲地域であり、必要最低限の施設が整備されてきたものであります。また、それぞれ異なる設置目的があり、多くの人々から利用されていると認識しております。

大曲地区の各公民館につきましては、平成22年度から新たな運営を目指していく方向で検討作業に入っており、出張所業務を取り扱っていない大曲公民館について、計画年度を前倒しいたしまして、平成21年度から職員を配置せず、臨時職員等による貸館を主体とした施設運営に移行する予定であります。

また、女性センターにつきましては、働く女性や家庭の主婦の教養を高め、より豊かな生活を送ることなどを目的に、働く婦人の家という名称で開館したもので、合併と同時に女性センターと名称変更し、現在は女性のための各種講座、各種女性団体の育成支援及び就業支援等を実施しております。さらに、本施設は大仙市消費生活相談所という機能も併設しており、生涯学習の場である公民館とは少々性格が異なるものと考えていることから、当該施設について利用者から、建物が古くなっていることなどから多少不便との声もありますが、当面は現在の機能を維持し有効に活用してまいりたいと考えております。

しかしながら、本市では厳しい財政状況を踏まえ、施設の維持管理費の縮減を図るため、指定管理への移行や統廃合などを進めていることから、大曲地域の施設も含め、各施設の今後のあり方について、目的や機能、利用状況や維持管理費、さらには市民各層からのご意見などを伺いながら、総合的かつ慎重に検討してまいりたいと考えており、この検討にあたってはTWOスクラップONEビルドの考え方を基本に作業を進めてまいりたいと存じます。

なお、補助金につきましては、補助金審査会での提言を受け、34件の廃止をしております。

以上です。

○議長（佐々木昌志君） 答弁を求めます。相馬教育次長。

○教育次長（相馬義雄君） ご質問の第2点は、奨学金制度についてでございます。

大仙市では義務教育終了後、経済的理由で上級学校での修学が困難な学生に対して、奨学金を貸与することにより、有為な人材の育成を図っているところであります。貸与月額は高校等が2万円、大学・短期大学・専門学校等が4万円となっております。この貸与月額は日本学生支援機構が大学生等に貸与している無利息奨学金の4万5千円から6万4千円、年利3%を上限とする有利息奨学金の3万円から12万円、また、秋田県育英会の高校等1万8千円から3万5千円、大学等5万円に比べまして、少し低い額ではございますけれども、基準が緩やかなこともあって広くご利用いただき喜ばれているところでございます。

ご質問の各種奨学金制度の併用についてでございますけれども、本市の場合、大仙市奨学金貸与条例で、本市以外の各種奨学制度による奨学金を受ける学生には貸与しないことを規定し、制度を運用しているところでございます。

なお、奨学金の重複貸与可否の状況についてでございますけれども、日本学生支援機構は、他団体奨学金との重複貸与の規定はございませんけれども、秋田県育英会では本市と同様に他の奨学金を受ける学生に対しては貸与しておらないというのが現実でございます。

奨学金の重複貸与については、いろいろなお考え・意見もございますけれども、保護者の方々の学資負担の大変さも同時に理解いたしておりますけれども、本市の奨学金制度は他団体の奨学金が受けられない学生の進学、修学を支援することを趣旨としていることと、返還時の保護者の、あるいは本人の負担を軽減する観点から、また、財政上の面から、今後も現行のとおり重複貸与しないで実施してまいりたいというふうに考えております。

なお、本市奨学金の原資となっております奨学基金についてでございますけれども、合併前の旧7市町村の基金額をそのまま引き継いだものでありまして、貸与額については、まちまちであったものを、合併後引き上げて、一律に現在の額にしたものでございます。したがって、現在のところ単年度で返還される額よりも貸与額が多く、財政

的に年々苦しい、基金の額が下がっている状況で苦しい状況でございます。けれども、今後も広くご利用いただけるよう、弾力的に運用をしてまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（佐々木昌志君） 11番、再質問を許します。

○11番（渡邊秀俊君） 1つ目の医療費無料化ですけれども、何か午後になったら答弁の時間がかなり短くなったのでどうしたのかなと思いますけれども、学力が2年続けて日本一になったということで、教育委員会関係、それから議会の担当委員会関係でもかなり視察に来ました。その際にですよ、頭がよくなったのは生活態度もあるけれども、6年生までのお医者さんのお金をただにして、一生懸命歯を直して一生懸命食べたからという、少し自慢話しようかなときたところにあったわけですが、事前に渡された資料を見て、その来たところが中学校まで医療費ただのところだったんですよ。これはうまくないということで黙ってますけれども、そういうところも全国では結構あるんですよ。これは財政が厳しいとか厳しくないとかにかかわらず。冒頭に申しましたように、いかに子供を増やすかが最大の課題、特に秋田県の最大の課題であることを考えれば、もう少し、それもさっき人数で7,700人のうちの1,200人が所得制限されているんだというような話がありますけれども、7,700人全部やってすっきりした政策にすれば、単純明解でみんなわかりやすくいいんじゃないかなという、自分がここに住んでいる自信を持てるような政策になるのでないか。生命保険とか保健所のこういう場合は出せませんよというようなことで、よく一番下の方に小さい字で但し書き、こうこうこういう場合は出せませんよとありますけども、そういうやり方でなくですよ、大きく、定額給付金でないけども全員に出しますと、そういうふうなことに財源的にもそんなにかからないわけですから、もし中学校3年生まで無理だとしたら、せめて所得制限をなくすということについての再考できないのかについて伺います。

○議長（佐々木昌志君） 答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美君） 答弁いたします。

議員ご承知のとおり、私ども大仙市としては、この子育て支援策、支援対策というのを医療費というジャンルだけで限定しているわけではなくて、保健の分野、あるいは医療の分野、あるいは福祉の分野、そして教育の分野、これらが総合的に子育て支援として働くような施策体系を組んでやってきたつもりであります。いずれも国・県の様々な

助成制度が基礎になっているものもありますし、それに相当大仙市は上乘せをしております。それとあと、市で単独で考え出した制度なども含めて、先般お渡ししました子育て支援年表ソフト事業、子育て支援のロードマップという概念でありますけれども、こういう形でお示ししながら子育てしている皆さん、あるいはこれから子供を産もうとしている皆さんについて理解を深めていただけるよう努力しているところであります。

それぞれ全国に中学校まで医療費無料にしているところは確かにございます。ですけれども、これら私を見る限りでは、相当財政力のある自治体がやっているという、比率からしますとそういうことになります。やはりこの制度をやっていくということになりますと、国・県の補助は少しありますけれども、相当の割合で一般財源を出動していかなければならないという状況であります。建物や道路などは期限が限られておりますので、あとは市債、あるいは債権の返済ということでありましてけれども、限られたこの財源の中で一般財源をかなりの割合で継続させるということは、相当勇気のあることではないかなというふうな考え方を持っております。初日の質問で、菊地議員の質問に答えさせていただきましたが、現在の大仙市の財政事情、相当厳しい状況であるということの説明させていただきました。けども、やはり大仙市としてやらなきゃならないこと、あるいは大仙市の特色としてやるべきこと、そういうことを重点に予算を編成させていただいたという、そういう裏付けの数字も示したつもりであります。何とか今、危機的な状況の中で、様々工夫をして、21年度末には何とか財調も10億円ぐらいまでもっていっておかなきゃならないということも説明させていただきました。そういうトータルの判断の中で、おそらく県が相当数この子育て支援関係の補助の予算を削減せざるを得ないということでもありますので、これを何とか利用者の皆さん、若い人たちに負担をかけないように市がカバーしなきゃならないということで、相当財政上の工夫も必要だということもご理解を願いたいと思います。今できること、最大限でこの制度、全体の子育て支援の制度を維持しようという考え方でやってきておりますので、ひとつそういうご理解もお願いしたいなと思っております。

なお、議員のご提言の、せめて中学生ぐらいまではというのは、常々我々の頭の中にもありますけれども、今これを前向きにやるというような形で答弁できないことをひとつご勘弁願いたいと思います。

また、所得制限の考え方ではありますが、これも議論が相当分かれるところだと思います。かなり豊かな人、あるいは少し豊かな層、ここまで対象にすることがいいのかどう

か、私はある程度は制限せざるを得ない。やはり下の層から数えて、あるところまで、一定のやっぱりその、いわゆるその格差的なものがないようなことをしていくということが大事なことではないかなという考え方で、一定の所得制限というのは私は必要ではないかと思っております。既に給付が始まっておりますけれども、定額給付金の問題でもそういう議論があったと思います。私はこの問題については、一定の制限というのは必要ではないかという考え方で続けていかなければならないのではないかなと思っております。

○議長（佐々木昌志君） 11番、再々質問を許します。

○11番（渡邊秀俊君） 私、よくわからなかったんですけども、所得制限はですよ、由利本荘市と北秋田市は所得制限がないそうなんです。ですから、こういう社会時勢ですので、基準がどこかはわかりませんが、例えば1月1日には高額所得者で所得制限の対象が、4月になったら会社がつぶれて退職してくれというようなことも、これから多々できることですから、できるだけすっきりしたわかりやすい政策にさせていただきたいということをお願いして次に移りたいと思います。

奨学資金ですけども、やっぱりお金を借りる人は、胸を張って借りる人はいないんですよ。やっぱり頭を下げて、腰を低くして、本当に貸してけるべがなと思っておそるおそるくるわけで、その際にやっぱりあちこち回るよりは、お金があれば来ないわけですから、お金がなくて、それでも子供を学校に入れたいと思ってくるわけですから、これがわからなかったんですけども、条例で併用できないというような文言があるそうなんです。ですから、すぐとはいかないにしても条例というのは我々が作るし、皆さんが作るんです。ですから、条例のひとつ撤廃をして、その規則の運用、せめて規則の運用で行えるような体制にさせていただきたいと思っておりますし、それから、基金がちょっと少なくなったから、窮屈になってきたというのがありますけれども、これは基金というのは政策で基金造成、そしてこれから返還できる、返還されてくるお金で作ることができますので、基金の額で応募者を制限するというようなことのないようにお願いしたいと思います。

○議長（佐々木昌志君） 答弁を求めます。相馬教育次長。

○教育次長（相馬義雄君） 大仙市奨学資金貸与条例に今、渡邊議員お話のように、各種奨励制度による奨学金等を受けるものは貸付対象にしないという条文がございます。この条文に沿って、今、制度を運用しているわけでありまして、やはりその理由といたしましては、先程も申し上げましたように、大学生4万円、これが4年間ですと

200万円ぐらいになるわけでありまして。10年で償還、ですから20万ぐらいずつ。やはりこれも現実、償還を滞っているものも実際ございます。そうしたことを考えますと、やはり重複して貸与するとなると、返還のときの負担もその分増すわけでありまして、そうしたことも考えているわけでありまして。また、なるべく多くの奨学生にチャンスを与えたいという思いもありまして、財政面のこともあるわけですが、一定の規定のもとに運用しているわけでございます。

ちなみに先日、緊急生活支援による特別奨学基金の制度を設けていただきました。応募された方は3人ございました。かなりいるだろうということで50人の分を用意していただきましたけれども、3人ございました。考えてみるに、やはり無利息といえども償還を伴うものでありますので、そのあたりやはり考えて、頑張っってやっっていこうという、そういう親御さんとか本人の気持ちが見え隠れしているような感じがいたします。そういうことから考えまして、当面はこの制度で運用していきたいなというふうに思っております。

また、重複貸与につきましては、貸付の際にお話しております。そうしますと、県の方から貸与を受けることができたので市の方の貸与は取り消しいたしますと、こう言ってくれる方も去年5名ほどおりました。そういうことを考えますと、やはり将来的な負担なども考慮しているのではないかというふうに思いますので、そういう実態に即した考えで市の方でもこの制度を運用していきたいと、現在のところそういうふうに考えているところでございます。よろしくご理解をいただきたいと思っております。

○議長（佐々木昌志君） 11番、再々質問を許します。

○11番（渡邊秀俊君） 再々ではなく3つ目に移りたいと思っておりますけれども、TWOスクラップONEビルドというのが、ほかの地区ではほぼ終了しつつあると、合併後4年、5年経って、ほぼ終了しつつあるのではないかなというような私の実感ですけれども、どうもさっきの答弁では、今言った名前が挙がった施設については、これから検討するというような、それぞれの施設の特徴があるから今すぐにはいかないにしても、これから検討するというような話ですけれども、我々からすれば遅すぎるのではないかなというようなのが実感だわけです。いろんなところを集約して、あそこに行ければ消費者行政でも公民館活動でも何でもとにかくその1カ所でできるというようなところをみんな頑張っって作ってきたわけで、そういう面からすればこの地区が人口が多いにしろ、あそこへ行けば何でも相談できる、何でも、公民館活動でも何でも相談できるというふうな体

制をとることが、もっともっと早めてやる時ではないかなと思いますけれども、21年度、22年度からですか、21年度から行うというような話だけれども、もう少し早める、昨日はあまり早めないでもう少し緩くしてくださいというような質問もありますけれども、そういう中心部から出ていると、郡部から出ているというような意識の違いがあらわれておりますけれども、何回も申しますけれども、ほかは風がかなり強かったんですよ。我々もかなり批判食いました。それがここにくると風が吹いていないというような感じがしますので、それについてもう一度、どういう形にするのか答弁をお願いしたいと思います。

○議長（佐々木昌志君） 答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美君） 先程答弁しておりますけれども、こういう問題というのはそれぞれの地域のやはり成り立ちとかですね、やっぱり地域が今までやった様々なことの積み重ねというものも考えなければいけないのではないのでしょうか。議員がおっしゃること、ストレートに聞きますと、どこか旧大曲市1つに和ピアの数倍ぐらいのものをボンと1つ建てると便利がいいというふうな、そういうふう聞こえます。旧大曲はそれぞれ昭和の合併で、それぞれの地域に根付いたものがありますので、古い公民館ですけれども、公民館中心に、ひとつの様々な文化活動からそれぞれの地区の住民が集まる様々なことをやって成り立ってきた地域であります。ただ、そのところに前々から少し議論分かれるところですが、旧大曲時代はそこに出張所があって、行政機能を持たせていたということですが、これはやっぱり車とかですね通信、あるいは様々な…道路もよくなりました。そういうことによって、そういう問題についてはやっぱり解決していくべきではないかと。本来の公民館を中心にした拠点を残すべきではないかという形で今、出張所の機能、行政の部分のところを整理しようとしているところでありますので、ご理解をいただきたいと思います。それぞれ町部を中心にして、やはり人口が多いところですから様々な施設があります。交流センターであっても、これは本来、8つの市町村じゃなくて14市町村の交流センターとして作られたものであります。それを今、大曲が引き継いで大仙市が引き継いでいるという形のものであります。それぞれの会館、本来であれば何箇所か、1カ所か、あるいは2カ所ぐらいに立派な総合センターみたいなものがあれば一番便利はいいと思いますけれども、なかなかそういう経済力もないという背景の中で、様々な事業、補助事業を導入しながら、それぞれの地区に合った、その地域に合った会館の活動をしながらやってきているのが旧大曲地区の町部ではないかと

いう認識であります。そういう形で様々な人が張り付いて活動しているものを、その施設をまとめるということをもしやったとすると、これは大変なことになるのではないかなという認識であります。その辺のところは、もう少し議場だけではなくて、議員とも話し合いをしてみたいなと思っていますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（佐々木昌志君） 再々質問ありますか。いいですか。

○11番（渡邊秀俊君） はい。

○議長（佐々木昌志君） これにて11番渡邊秀俊君の質問を終わります。

次に、2番佐藤文子君。はい、2番。

○2番（佐藤文子君） 【登壇】 日本共産党の佐藤文子です。

今定例会の最後の一般質問者として質問をさせていただきます。

最初に、公的保育制度の後退につながる保育制度改革の問題についてお尋ねいたします。

厚生労働省の社会保障審議会少子化特別対策部会は、2月24日に市町村の保育実施義務に基づく現行の保育制度を大きく変えて、利用者が保育所と直接契約を結ぶ新たな保育の仕組みを柱とする保育制度改革案を中間報告としてまとめております。来年、あるいは再来年にはこれを盛り込んだ児童福祉法の改正を行って、2013年からの実施に向けて動いているようであります。

現行の保育制度の何が問題で制度改革が必要なのでしょうか。

現行の保育制度は、児童福祉法24条に規定されていますように、市町村は保育に欠ける児童を保護者の申し込みがあったときは保育所において保育しなければならない。これは保育園を紹介すればそれで済むという問題ではなく、日中、保護者が世話をすることができない状態の子供につきましては、市町村が保育を保障しなければならないという内容のものであり、保育園はどの子にも同じサービスを提供するということでもあります。ですから保育料は園にではなく市町村に払っているわけでもあります。保育園には市から運営費を平等に支払われ、同一のサービスを提供することになりますが、保育料が安いからといって保育内容を削ることはしないし、また、リストラなどで保育料の支払いが遅れたり、支払えなかったりした場合でも保育園を退園させることはできません。いかなる場合でも保育に欠ける状態にある子供の保育は、市町村が保障しなければならないというのが現行の制度であります。

その意味で市町村の保育実施義務を規定した児童福祉法第24条は、幼い子供にとっ

て極めて大切な条項でありますし、これに基づく現行の公的保育制度が大変優れていると言われます。にもかかわらず、今度の制度改革では、直接契約方式、保護者と保育園が直接契約をすることで入所をさせる保育制度にしようというものでありますが、それはなぜでしょうか。

この問題は、そもそも国と地方の行革、いわゆる民間開放と規制緩和、また、地方分権の名による地方財政の縮減、さらには市町村合併と道州制の推進という、一連の構造改革推進の流れの中で出されてきているという問題です。

政府の規制改革の民間開放推進会議では、規制をできるだけ緩和し、福祉・教育・医療分野での営利企業の活動範囲の拡大を目指しています。保育制度においても現行の公的保育制度が保育の供給拡大を妨げているとして、その解体を迫り、具体的には保育サービスの拡充に向けた民間企業参入の促進、認可保育所における利用者との直接契約の導入、利用者に対する直接補助方式への転換などを求めてきているものです。このたびの中間報告は、まさにこれを受けたものであります。

保育に対する国と自治体の公的責任の決定的な後退につながるものと思います。新制度では、市町村が親の申し出によって保育の必要性和保育の量を、いわゆる保育時間を認定し、それに基づいて利用者の責任において保育所と契約を結ぶこととなります。保育所では定員オーバーなどの正当な理由がなければ申請を受けなければならないというわけです。この新制度に対し、希望する保育所を選択できるなど大変肯定するマスコミ報道もありますけれども、現場の保育専門からは、定員以上に希望者がいれば入所させることもできなくなったりして、親は子供を抱え、複数の保育園を探し駆け回ることになったりする。保育所も入所者選考という膨大な事務負担が増大するなど、保護者にとっても保育所にとっても混乱と負担が増えるとか、さらに、自治体の保育実施義務がなくなりますので、自治体は保育所の整備計画を作ったり、基盤整備する役割しか持たなくなり、結局は企業などの参入を促すため、いわゆる園庭や調理室、こういったものの配置基準、必置義務、こういったものの基準を緩めていく。さらに、質を下げた保育所の数だけを増やしていくという方向に進む危険があるのではというふうな指摘もされております。

また、保育サービスの対価として、保育料は保育所に納めることになるわけです。滞納すれば契約解除となるおそれも出てきます。このような問題は、大仙市内の保育所の多くが定員を超えていることや、大曲地域においては施設の老朽化が進む中で、今後の

改築等での課題にもなりましょう。さらに、保育料の滞納が年々増えていることなどを考えますと、先の指摘やおそれは大仙市でも心配されるところであります。

市長は、今年度から神岡幼稚園、保育園を認定こども園として運営するとのことであり、認定こども園の入所は、施設と利用者の直接契約が原則であります。現行保育制度に例外が持ち込まれるわけでありまして、公的保育制度の解体に道を開くものなどの批判も出されているわけであります。

質問いたします。

保育所と利用者が直接契約をするという直接契約の導入などによって、保育制度の公的責任が大きく後退するものと考えますけれども、市長はこのたびの保育制度改革案中間報告をどのように見ておられるでしょうか。

2番目の雇用対策に移ります。

日本経済は昨年秋以降、かつて経験したことのないスピードで悪化しております。2008年10月から12月の実質国内総生産（GDP）は大幅に下落し12.7%、今年1月の完全失業者数は昨年1月度比で21万人増の277万人、昨年10月から今年3月までに派遣切りなどによって職を失う非正規労働者は15万7,806人に達するなどの調査結果は、国民の暮らしと経済が日に日に深刻の度を増していることを示していると思います。

今こそ安定した雇用と失業者の救済、社会保障、教育の拡充、農業の再生を図るなど、内需を拡大する経済に本腰を入れて踏み出すことが必要だと考えます。

今、労働者と労働組合、また、日本共産党などの闘いによりまして、新たに解雇の中止を表明する大企業も生まれ、安易な解雇を批判し、雇用を継続する経営者をマスコミが肯定的に紹介するような状況も生まれております。また、いろんな自治体が首長を先頭に地元企業への要請行動も各地で行われております。市では、経済・雇用・生活緊急対策本部を立ち上げ、市の直接雇用などの雇用の確保と就労支援、地域活性化・生活対策臨時交付金を活用した公共事業など企業への経営支援、奨学資金拡大など生活、学業支援の対策を講じたことには敬意を表するものであります。

さて、政府の2008年度第2次補正予算には、地方自治体にかかわる経済対策として、地域活性化・生活対策臨時交付金とともに、雇用対策として、ふるさと雇用再生特別交付金2,500億円と、緊急雇用創出事業交付金1,500億円が作られたようです。

ふるさと雇用再生特別交付金事業は、委託事業に限定し、雇用期間1年で更新可能というもので、3年間で最大10万人の雇用創出効果を見込むとしております。

他方、緊急雇用・創出事業交付金事業は、職を失った非正規労働者や中高年齢者を対象として一時的なつなぎ雇用の機会を創出するというもので、雇用期間は6カ月未満で、委託でも自治体の直接事業でもよいとされ、3年間で15万人の雇用創出効果があると見込んでいるようです。いずれの交付金も2011年度までの3年間、都道府県に基金を設置し、県と市町村の事業に活用する仕事のようにあります。

2月25日、秋田魁新報には、秋田県への関係交付金90億円で作る雇用対策基金を活用して、県と県内25市町村が2009年度に臨時雇用をする離職者は2,969人にのぼると報道されております。

厳しい雇用情勢のもとで、雇用対策は是非ともマンパワー事業の拡充・創出を充実させてほしいものであります。マンパワー事業の最たるものは、お年寄りや子供、障害者に対する福祉の仕事でありますし、教育であります。また、農林漁業も公共事業や生活道路の小規模改修などは、生活密着型であり、マンパワー事業となります。2月中には具体的なこの事業のイメージも政府より示されていると思いますが、市もこの2つの雇用創出金を活用して生活密着型の仕事を起こしてもらいたいものであります。

そこで伺います。1つに、当ハローワーク管内における昨年10月以降今年3月まで失業した、あるいは失業予定の正規労働者、非正規労働者は何人いるか。また、そのうち就職したものの人数はどれだけなのか。さらに、完全失業率はどうなっているのかをお知らせいただきたいと思っております。

2つ目には、国の第2次補正予算に盛り込まれた2つの雇用対策財源、緊急雇用創出事業交付金とふるさと雇用再生特別交付金事業における市町村の活用枠は、都道府県の裁量で決められることになっているようでありますが、大仙市の活用枠はどれだけなのでしょう。

3つ目には、市の直接雇用による雇用の確保、予算4,200万円が一般財源で予算計上したのはご承知のとおりです。これを緊急雇用創出事業交付金に財源振替することなく、2つの雇用対策財源を最大限使って市が直接雇用する事業、あるいは民間に委託する事業の拡大で、新たな雇用者を増やしていただきたいと思っております。これへの見解と2つの雇用対策財源の現状と今後についてお尋ねをいたします。

3番目に、学校給食についてお尋ねいたします。

学校給食を安全で質の高いものにすることは、父母、教育関係者はもちろん、市民にとって大事な問題です。学校給食を考える上で基本となるのは、言うまでもなく学校給食法であります。学校給食が生徒、児童の心身の発達に資し、かつ国民の食生活の改善に寄与するものという目的と、日常生活における食事についての正しい理解と望ましい習慣を養う、そして学校生活を豊かにする、食料の生産・配分及び消費についての正しい理解に導くこと、この3つの目標は、学校給食に関する様々な問題や課題を考えるとときにこの観点を踏まえることが重要だと思います。

さて先日、東京のあるまちの学校給食では、残飯が多いことから、その解決のため、純粋に食事をしている時間が10分不足になっていることに着目し、5分延ばしたところ残飯は大幅に減ったということが報じられました。落ち着いた環境で食事をとれることは、嘔む回数を増やしたり、残さず食べたりと、健康上も食習慣上もよく、大切なことだと思います。

そこで質問です。1つは、当市の学校給食の純然たる食事の時間というものは、小学校は低学年、高学年でも異なると思います。そして中学校、それぞれ何分程度になっているのか。また、残飯の量はどれぐらいなのか、それらをどのように分析されているのか伺います。

さて、学校給食は国の食料農業政策とも深く結びついて進められてきました。今、日本の食料自給率は40%を切り、6割を輸入に頼っている状態です。こうした状況のもと、給食用パンの原料となる輸入小麦の検体からは、有機リン系の農薬が検出されるという事件などもあり、安全な地場産の小麦をとという声もかかって、100%地場産小麦パンが作られるようになった地方もあるなど、地元の食材を学校給食にという取り組みが各地で進められてきております。

しかし、輸入冷凍食品は安価で調理の手間が短縮できることから、給食には大量に使われているのが現実であります。この冷凍食品も、冷凍ホウレンソウや基準値を大きく超える農薬が検出されたり、食中毒事件を起こした中国天洋食品の冷凍加工品が全国578校で使われていた問題や、さらには農薬やカビに汚染された輸入米が食用に加工され学校給食に使われた問題など、食の安全が取りざたされる事件が相次ぎ、自給率引き上げ、地産地消の推進は、学校給食にとっても重要な課題でもあります。

学校給食の安全と質の向上を高めるには、各地の取り組みから、1つに食品は鮮度が命、輸入食品よりも生産者のわかる食品や地元で調達できるものにすること、2番目に

は、手作り献立を増やすための調理場の施設、設備の充実を図ること、焼き物機や揚げ物機、蒸し器など料理器具を充実させること。3つ目には、食材は一括購入を避け、規模を小さくして購入すること。4番目には、地産地消の推進で地域経済振興にもつなげ、地域との連携を深める。5つ目には、栄養士の学校配置の改善などの努力がされてきており、当市でもこのような取り組みを願っているところであります。

そこで質問です。当市の学校給食の地場産食材の利用状況と推進策についてお尋ねします。2つ目には、輸入冷凍食品の利用状況についてお尋ねをいたします。3つ目には、市内には野菜づくり農家も大変多いわけではありますが、地産地消と大仙市農産物の利用促進の立場から、供給体制の調査や調達計画を立てるなど取り組みを求めるものですが、これへの見解をお尋ねし、1回目の質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（佐々木昌志君） 2番佐藤文子君に対する答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美君）【登壇】 佐藤文子議員の質問にお答えいたします。

質問の第1点は、保育制度改革についてであります。

去る2月に社会保障審議会少子化対策特別部会において、保護者が保育園と直接契約することや保育所で保育料を徴収すること、さらには民間企業の参入など新たな保育の仕組みとなる改革案が中間報告として提出されておりますが、現行の保育制度の中で市独自の施策を含め保育サービスの充実を図ってまいりました当市といたしましては、中間報告の内容についてすべてを受け入れることはできないものと考えております。地域に合った子育て支援や保育を実施する上で行政とのかかわりは必要不可欠なものであり、株式会社等の民間企業の参入は、保育所運営にそぐわないものと考えております。

保育制度改革にあたっては、現行の保育制度の基本が維持できるように市長会などを通じ提言してまいりたいと考えております。

次に、市として初めてとなります認定こども園につきましては、教育・保育との連携を図りながら運営することになりますが、平成23年度から社会福祉法人に移行することになります。

市といたしましては、運営について十分連携を図りながら、その経営が安定的に維持できるよう支援してまいります。

また、平成20年度から保育所の社会福祉法人化を実施しておりますが、保育士については正職員として採用されており、保育に対する志気が高まっているものと認識しておりますので、よりよい保育所運営ができるものと思っております。

なお、現在の市の保育状況につきましては、通常保育のほか、延長保育や一時保育、障がいを持つ子や支援を要する児童の保育などがありますが、新たに地域と保育所との連携による地域活動事業をすべての保育園で実施してまいります。

さらに、今年の4月からは、市として新しい保育料をお願いすることになりますが、県の子育て支援制度の変更が予定されておりますので、保護者負担が増額とならないよう市独自の支援策を実施する予定であります。

質問の第2点は、雇用対策についてであります。

はじめに、正規及び非正規の労働者の人数につきましては、厚生労働省及び秋田労働局からの指示に従い、管内企業との信頼関係を損なわないようにするとの観点から、ハローワーク情報については管理上の一定の制約があり、情報開示できないとしているため、これまで提供された各機関からの開示できる情報をもとにお答えいたします。

市内における雇用動向につきましては、建設業や製造業を中心として、経営悪化が急激に進んでいる状況下であるため、求職者がハローワークに溢れている現状にあります。

ハローワーク大曲には、連日、雇用保険の認定手続及び職業に関する相談、求人情報の検索のためなどにハローワークを訪れる方々が月1万人を超えている状況が続き、職員がフル回転で業務対応に努力されております。ハローワーク大曲管内の1月の有効求人倍率は、全県平均0.32より低い0.28と大変厳しい雇用情勢であることから、求職者が希望される再就職先を確保することは非常に厳しい状況にあると存じます。

2月27日公表の秋田県企業活性化・雇用緊急対策本部まとめの数値によりますが、昨年10月以降の解雇、雇いどめとなった離職者と今後の離職予定者を含めると、全県で5,179人、うち非正規労働者は3,129人と公表されております。うち、大仙市内では離職者数が623人、うち非正規労働者数は376人の集計となっております。

就職者数につきましては、ハローワーク大曲で今年1月において求職者が求人事業所への申込時に必要な紹介状交付が1,323件、前年同期が589件でありましたので、前年同期比で2.2倍ほどの交付状況となり、うち165人が就職されているとの情報であります。

また、完全失業率については、当ハローワーク管内のデータはありませんが、2月27日公表の総務省の労働力調査による平成20年10月から12月期平均のモデル推計値によりますと、秋田県は5.4%となっております。

今後とも関係の行政機関が連携し、求職者のためのセミナーの開催、訓練講座等の開設などによるスキルアップを図り、再就職のための支援に努めてまいりたいと考えております。

次に、2つの交付金事業についてであります。緊急雇用創出事業は、離職を余儀なくされた非正規労働者、中高年齢者等の失業者に対して、次の雇用までの短期間就業機会を創出する事業を実施し、これらの方々の生活の安定を図ることを目的とし、雇用期間は原則6カ月未満で、直接雇用・委託事業による雇用が対象となります。

また、ふるさと雇用再生特別基金事業は、雇用失業情勢の厳しい地域において、地域の雇用再生のために地域求職者等の継続的な雇用機会を創出する事業を実施することを目的とし、雇用期間は原則1年以上となっており、委託事業による雇用が対象となっております。

これら2つの事業を活用できる期間につきましては、平成23年度末までの3カ年となっております。

議員ご質問の活用枠についてであります。緊急雇用創出事業交付金による基金事業については、緊急性に鑑み、市町村ごとの配分は行わないとしております。

また、ふるさと雇用再生特別交付金による基金事業については、21年度から23年度までの3カ年で大仙市へ配分を目安として補助金の総額は2億円が示されております。

大仙市といたしましても、この緊急雇用創出臨時対策基金事業とふるさと雇用再生臨時対策基金事業、これらを有効的に活用し、地域の雇用創出を図ってまいりたいと考えております。

次に、2つの雇用対策財源による対策の現状と今後の対応につきましては、現在市で直接雇用している28人のほかに、4月から2名が加わり、合計30人が雇用される予定ですが、さらなる新たな雇用創出に向けて検討を続けているところであります。

2月23日の市の経済・雇用・生活緊急対策本部会議において、基金事業を活用した新たな雇用創出の事業の掘り起こしを検討することとし、現在までのところ各課から緊急雇用創出臨時対策基金事業を対象とする直接雇用の現場作業は6業務、事務作業については2業務、委託事業については2事業の提案が提出されております。

また、ふるさと雇用再生臨時対策基金事業については、地域における継続的な雇用が見込まれる事業であることなど、補助金の交付条件に厳しい点があり、委託事業として9事業の提案にとどまっております。これらの提案事業について、それぞれの基金が活

用可能か県と協議し、対象となる事業を検討しているところであります。

市といたしましては、2つの雇用対策財源を最大限使って雇用創出を図りたいことから、まずは2月から雇用した市の臨時職員について、当初は一般財源対応として考えていたものですが、基金の要件を満たす事業については補助金で対応したいと考え、平成21年度の当初予算に提案している緊急雇用対策事業費のうち、基金の要件を満たす事業につきましては、現在、県と調整中であります。3月中には予算の内示の予定であり、4月には補助申請する予定であります。

現在検討している雇用創出分の事業並びに新たな雇用創出の提案事業につきましても、今後、補正予算で対応し、求職者の方々が一人でも多く雇用される事業を増やしていきたいと考えております。

質問の第3点、学校給食に関する質問につきましては、教育次長から答弁させていただきます。

○議長（佐々木昌志君） 答弁を求めます。藤原教育次長。

○教育次長（藤原保子君） 質問の第3点は、学校給食についてであります。

はじめに、給食時間ですが、準備や後片付け、歯磨きや休憩時間を合わせて、小学校が平均72分、中学校が56分であり、純然たる給食時間は十分確保されていると考えております。

次に、給食の食べ残し量についてであります。大仙市内7給食センターを合わせて約7,900人分で1日平均320kg程度、1人当たりになると40g程度の食べ残し量となっております。

これについての分析ですが、給食の提供量については、配膳する際にこぼすなどの不測の事態を考慮し、規定量より少し多めに提供しております。また、メニューに工夫を凝らし、食べ残しが少なくなるよう努力しております。各校では、児童生徒一人一人の食べる量や時間、体調などに十分配慮をしております。以上のことから、食べ残し量につきましては特に問題はないものと考えております。

次に、地元食材の使用割合についてですが、平成18年3月に定められました国の食育推進基本計画では、給食センターでの地場産物の使用割合を平成22年度までに32%以上とすることを目標としており、同じく県の食育推進計画でも平成19年度が32%、平成22年度が35%の目標となっております。

大仙市の食育推進計画では、平成25年まで38%以上とすることを目標としており

ます。

大仙市給食センターの地場産野菜の使用割合につきましては、平成17年度が28%、18年度が29%、19年度が31%となっており、わずかずつではありますが地場産野菜の使用が拡大されており、平成19年度の県内地場産使用率の26.5%を大きく上回っております。この使用率は、県内市レベルにおいては鹿角市、湯沢市に次いで3位、町村を含めても上位にあります。また、米につきましては100%大仙市産を使用しております。

地場産利用の推進策につきましては、平成21年度から地元産の米を使った米粉パンを月1回から2回に増やし、小麦パンとの差額分を市が負担いたします。

野菜の利用拡大につきましても、大仙市で生産されます大豆の「すずさやか」を給食で利用できないか、その方策等について検討してまいります。

次に、輸入冷凍食品の利用につきましては、昨年の中国産冷凍ギョーザ事件以降、極力使用は控えておりますが、やむを得ず使用するときは、残留農薬等の検査報告書の添付を義務づけております。

次に、供給体制の調査や調達計画についてであります。毎年、農林振興課を中心にJ A秋田おぼこ、野菜生産グループ、学校給食センター職員、栄養士で組織する大仙市学校給食地場農産物供給推進会議を開催し、地場産野菜の供給促進に向けた課題や方策について話し合いが行われております。この中で供給者側からは、1年間の出荷可能な野菜の種類や出荷可能月などの資料を提出していただいております。特に問題となるのは価格の設定や数量の確保及び規格についてであります。学校給食における地場産野菜の使用につきましては、農林振興課と連携を図り、市内生産者やJ A秋田おぼこ等との協議をしながら流通体系づくりに取り組んでまいりたいと存じます。

以上でございます。

○議長（佐々木昌志君） 2番、再質問を許します。

○2番（佐藤文子君） まず1番につきましては、市長よりこのすべてを受け入れることはできない、非常に問題のあるものだというふうなご答弁をいただきまして、市長会等を通じていろいろ現行の基本制度の維持というふうな立場で臨んでまいるというふうな話でしたので、是非いずれ2年…来年、再来年あたりの児童福祉法までには時間があるわけですので、是非そうした改正が行われないように、議会としても働きかけていかなければいけないものと思いますけれども、是非市当局、市長はじめこの保育制度の改革

に向けての現行維持をお願いしていただきたいたいというふうに思います。まず1番については以上です。

2番について。

2番については2つの雇用対策基金を使って、最大雇用事業を作っていくという、そういうお立場での答弁だというふうに受けとめました。最後のいわゆる1月26日に議決いたしまして、21年度への継続ともなりますその4、200万円の一般財源でやった事業というのは、雇用期間が8カ月、あるいは1年3カ月というふうな内容の現業労働者、あるいは教育校務補助といった、そういった事業を雇用対象にしたように思います。そういう意味で、是非市独自の雇用対策、雇用確保というふうなことで打ち出した予算でしたので、是非これは一般財源のまま続けていただいて、そして新たな雇用創出基金を使って最大限雇用者を増やしていただきたいというふうなところ、この財源振替というような部分の検討もされていたようですので、財源振替することなく、是非一般財源での雇用創出は創出として2つの基金を使った雇用創出は拡大を図ってほしいという立場、もう一度この辺を確認をしたいと思います。お願いしたいと思います。

○議長（佐々木昌志君） 答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美君） 説明不足だったかもわかりませんが、この2つの雇用創出基金のことでありますけれども、はっきり言いますと県の段階に2つの基金がありますので、こちらでどんどんそういう仕事を作って、県とのやり取りでこっちへ持ってくればいいという考え方です、簡単に言いますと。一般財源…まずそれがはっきりわからなかったもので、我々はとにかく一般財源でもやるということで補正をしていただきました。ですけれども、今、制度がはっきりしてきておりますので、県に置かれておる2つの基金に該当させれば、そちらの基金で人を雇えるということでもありますので、当初用意した一般財源は、もっと別のことに使えるというふうに考えておりますので、ご安心願いたいと思います。

先程ありましたふるさとの基金の方の県の一応の枠みたいな、2億円というふうなお話であります。これについても一応の県としてのそれぞれの自治体に対する枠のようでありまして、あとは交渉といいますか、事業の中身によって、もう少し多く我々が引っ張ってこれるという、そういう要素のようでもありますので、事業計画の組み方、雇用計画の組み方によって、いろいろ活用できるというふうな考え方ですので、これはある意味で大仙市の全体部局での知恵の出し合いといいますか、ほかとの競争にもなると

思いますので、きっちりした計画を持っていければその基金からそのお金が出てくると、こういう考え方のようですので、そういうことを徹底してみたいと思っています。

○議長（佐々木昌志君） 再々質問ありますか。

○2番（佐藤文子君） 私としては、一般財源を投じて独自の雇用対策をとったというふうなことへの高い評価、立場を持っていましたものですから、いわゆるその一般財源の分は、しっかり雇用確保をして、さらにそれ以上にその人数をたくさん、いわゆる委託事業、あるいは直接雇用者の人数を増やせるようにその対策、2つの基金を最大限活用してほしいという立場で申し上げたわけだったんですけども、いずれにしても一人でも多く今のこういった失業者が大変多いというふうな事態の中で、一定の雇用と市内経済の活性に少しでも役立てられるように、一人でも多くの雇用を市としてかかわって頑張ってもらいたいというふうなことをお願いしたいと思います。

2番はこれで終わります。

次に3番の学校給食、地場産使用率の状況について、年々上昇してきて、平成19年度は……徐々に上がってきているというふうな報告のようでした。これは本質問でしっかり行わなければならない問題なのですが、もしわかるとすれば、いわゆるこの地場産使用率29%、あるいは28%という、わずかずつながら上昇してきているこの中に、純然たるこの大仙市産の使用率というふうなものがわかるのであれば教えていただきたいというふうに思うわけです。聞くところによりますと、いわゆる学校給食における地場産というのは、あくまでも秋田県内産というふうな立場のようですので、非常に幅広い地場になっているわけですので、肝心なのはやっぱりこの大仙市内の農家、たくさんいるわけですけども、この農家の皆さんのやっぱり経営を安定させ、しかも地産地消、そして顔が見える食育教育につながる方法ということでは、何よりもやっぱり野菜農家がたくさんありますので、そうした野菜農家がフルにこの給食に活用してもらおう、そのことこそが今、市場経済に放り出されて価格が毎年のように下がって、店に行ってもより安いものにすぎる消費者動向の中で、農家の皆さんは本当に物が売れない、そして大変嘆いているわけです。売っても、市場に出しても価格割れはひどいもので、そういう意味でせつかく転作、あるいはそういうふうなことで一生懸命野菜づくりをしても、なかなか大変だというふうなことで、そういう意味ではしっかりとこの学校給食という場に大仙市の農家の皆さんの野菜がしっかり使われるような体制を是非とってもらいたいというふうな意味からですね、まずその一点、純然たる大仙市産の野菜がどれだけ使用

されているものなのか、その辺もしおわかりでしたら。

○議長（佐々木昌志君） 答弁を求めます。藤原教育次長。

○教育次長（藤原保子君） 申し訳ございませんが、ただいま手元に大仙市の、純然たる大仙市の資料ございませんので、後でお届けしたいと思いますが、主な生産地を見ますと、一番最初にまず大仙市というのが出てまいります。ほとんどの食材が大仙市で、不足している分をほかの県内、あるいは他県のものを使用しているという資料がございます。随分地元の農家の野菜を活用しているという現状があるなというふうには感じております。正しい数値は後程提示させていただきたいと思います。

○議長（佐々木昌志君） 再々質問を許します。

○2番（佐藤文子君） そこでそうすれば、30%弱のこの野菜の多くが大仙市産で使われている、のものを使っているというふうなことです。これをより上げることが求められていると思うんです。そういう意味では、これは学校給食センターだけの問題ではなく、一つの農業振興として、やっぱり次長が答弁されたいいわゆる数量の確保の問題だとかというふうなことがありましたけれども、いずれそうした数量等の確保をしっかりと行って提供できるやっぱり体制というふうなものを組んでいかなければいけないと思うのです。

例えば市内で生産している農家の実態調査だとか、生産計画、供給体制を作ること、さらには生産者のネットワークの構築だとか、農家の生産と供給を補償する、やっぱり行政の支援体制、何よりもいっぱい作っても、結局ものすごい安い価格で買われるというふうなことであっては、なかなか現実、大変な問題にもなります。そういうふうなあたりのこの体制というふうなものをしっかりと構築していく必要があると思いますが、これを求めると同時にその辺の今後の考えというふうなものをお持ちなのか、これは次長さんよりも農政課、あるいは食育と地産地消の体制づくりへの問題としての考え方を聞きたいと思います。

以上です。

○議長（佐々木昌志君） 答弁を求めます。藤原農林商工部長。

○農林商工部長（藤原 薫君） ご質問にお答えいたします。

先程、次長の方に話ありましたように、大仙市の農林振興課を中心としましてJAと、それから生産者の方々、様々な方がお集まりになって学校給食への対応についていろいろ相談をしております。それで、そのほかに農協さんの方にも、これから地場産の野

菜を増やすと、販売先を増やすということで、これも先程の話に出てきましたけれども、うちの方の農林振興課を中心としてその話し合いの場を、前にもやっていますけれども、これからも野菜にこだわらず新規需要米から、米から、そういうふうな形の中で話し合いを進めておりますので、地場産の野菜、学校給食だけじゃなくて直売所、あるいは様々な場所もありますので、そこらを含め入れた全体的な中でその話を進めてまいりたいというふうに考えておりますので、どうかよろしくお願いしたいと思います。

○議長（佐々木昌志君） これにて2番佐藤文子君の質問を終わります。

○議長（佐々木昌志君） 次に、日程第2、議案第14号から日程第98、議案第110号までの97件を一括して議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐々木昌志君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第14号から議案第110号までの97件は、議案付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託いたします。

○議長（佐々木昌志君） 次に、日程第99、陳情第91号及び日程第100、陳情第92号の2件を一括して議題といたします。

本2件は、お手元に配付の陳情文書表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

○議長（佐々木昌志君） お諮りいたします。各常任委員会審査のため、3月11日から3月17日までの7日間、休会いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐々木昌志君） ご異議なしと認めます。よって、3月11日から3月17日までの7日間、休会することに決しました。

○議長（佐々木昌志君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれをもって散会し、来たる3月18日、本会議第4日を定刻に開議いたします。

ご苦勞様でした。

午後 2時22分 散 会

